

# 協定書・確認書集

一般社団法人 日本港運協会  
全国港湾労働組合連合会  
全日本港湾運輸労働組合同盟

一般社団法人日本港運協会(以下「日港協」という)と全国港湾労働組合連合会(以下「全国港湾」という)及び全日本港湾運輸労働組合同盟(以下「港運同盟」という)は、1972年（昭和47年）5月30日より2012年（平成24年）8月21日までに締結した協定書及び確認書等を次の通り集約、整理したことを確認する。

なお、本協定は、各年度ごとに合意した春闘協定および、都度、課題に対応して合意し締結した協定(確認書・覚書を含む)を、項目ごとに整理しなおしたものである。それぞれの既存協定は、港湾労使の歴史的文書、協定の原文として保管するものとする。また、協定の解釈などで労使間に疑義が生じた場合などは、協定原文に立ち返って誠実に労使協議を行うものとする。

2012年（平成24年）11月21日

一般社団法人 日本港運協会

会 長 久 保 昌 三

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 糸 谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟

会 長 新 屋 義 信

# 目 次

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| <b>第1章 交渉</b>                                  | 6  |
| 第1条 団体交渉権と交渉の義務及び交渉事項                          | 6  |
| 第2条 交渉委員                                       | 6  |
| 第3条 地区団体交渉                                     | 7  |
| <b>第2章 効力と適用及び定義</b>                           | 8  |
| 第4条 協定の効力                                      | 8  |
| 第5条 適用範囲                                       | 8  |
| 第6条 順守                                         | 8  |
| <b>第3章 雇用・職域</b>                               | 7  |
| 第7条 職域・業域及び就労                                  | 7  |
| 第8条 雇用の安定と拡大                                   | 7  |
| 第9条 事前協議制度                                     | 10 |
| 第10条 CY作業の自動化                                  | 10 |
| 第11条 バンニング作業                                   | 10 |
| 第12条 全貨検数                                      | 10 |
| 第13条 全貨検量                                      | 10 |
| 第14条 新港湾労働法施行（1989年（平成元年）1月1日）後の<br>港湾労働者による作業 | 11 |
| 第15条 常用港湾労働者派遣制度                               | 11 |
| 第16条 その他の雇用安定制度                                | 11 |
| 第17条 スーパー中枢港湾                                  | 11 |
| <b>第4章 賃金</b>                                  | 12 |
| 第18条 あるべき賃金                                    | 12 |
| 第19条 標準者賃金                                     | 12 |
| 第20条 産別最低賃金                                    | 12 |
| 第21条 基準賃金制度                                    | 12 |
| 第22条 時間外算定基礎分母                                 | 12 |
| 第23条 月額保障賃金                                    | 12 |
| <b>第5章 労働時間</b>                                | 14 |
| 第24条 所定内労働時間                                   | 14 |
| 第25条 労働日                                       | 14 |

|             |                                        |           |
|-------------|----------------------------------------|-----------|
| 第26条        | 時間外労働                                  | 14        |
| 第27条        | 労働時間の弾力的事項の不適用                         | 14        |
| <b>第6章</b>  | <b>休日・休暇</b>                           | <b>15</b> |
| 第28条        | 休日                                     | 15        |
| 第29条        | 週休二日制                                  | 15        |
| 第30条        | 有給休暇                                   | 15        |
| <b>第7章</b>  | <b>作業体制</b>                            | <b>16</b> |
| 第31条        | 作業時間と交代制                               | 16        |
| 第32条        | コンテナゲートのオープン時間                         | 16        |
| 第33条        | 日曜日荷役                                  | 16        |
| 第34条        | 祝日荷役                                   | 17        |
| 第35条        | 日曜・祝日荷役の労働時間                           | 17        |
| 第36条        | 年末年始例外荷役                               | 17        |
| <b>第8章</b>  | <b>革新船に関する作業基準</b>                     | <b>18</b> |
| 第37条        | コンテナ専用埠頭における作業基準                       | 18        |
| 第38条        | RO／RO船作業に関する基準                         | 18        |
| <b>第9章</b>  | <b>港湾労働者保障基金制度</b>                     | <b>19</b> |
| 第39条        | 港湾労働者生活保障基金制度                          | 19        |
| 第40条        | 港湾労働者年金制度                              | 19        |
| 第41条        | 港湾労働者運営基金制度                            | 19        |
| 第42条        | 保障制度の取り扱い                              | 20        |
| 第43条        | 転職資金制度                                 | 20        |
| <b>第10章</b> | <b>安全・衛生・職業訓練・福利厚生</b>                 | <b>21</b> |
| 第44条        | 職業訓練及び再教育費の助成                          | 21        |
| 第45条        | 安全専門委員会の設置                             | 21        |
| 第46条        | 労使同数の共同パトロール                           | 21        |
| 第47条        | 危険物対策会議の設置                             | 21        |
| 第48条        | コンテナ船の船内荷役作業並びに危険物・有害毒物等の取り扱いの<br>安全基準 | 22        |
| 第49条        | 危険品・有害物の夜間作業について                       | 22        |
| 第50条        | PNCB船積み、船卸に関する安全基準                     | 22        |
| 第51条        | 石綿対策                                   | 22        |
| 第52条        | 労働災害補償制度                               | 23        |

|      |           |    |
|------|-----------|----|
| 第53条 | 住宅・保養施設   | 23 |
| 第54条 | 各埠頭の休憩施設等 | 23 |

## 第11章 港湾の保安対策 24

|      |               |    |
|------|---------------|----|
| 第55条 | 改正SOLAS条約への対応 | 24 |
| 第56条 | 警備業務          | 24 |

## 第12章 付属協定及び参考資料 25

|      |                                                     |    |
|------|-----------------------------------------------------|----|
| 第57条 | 賃金関係の協定                                             | 25 |
| 第1項  | あるべき賃金                                              | 25 |
| 第2項  | 検数・検定労働者の標準者賃金                                      | 27 |
| 第3項  | 産別最低賃金                                              | 27 |
| 第4項  | 時間外算定基礎分母                                           | 28 |
| 第58条 | 関連協定書・確認書・覚書等                                       | 28 |
| 第1項  | 作業基準協定                                              | 28 |
| ①    | コンテナ埠頭における作業基準に関する協定書                               |    |
| ②    | コンテナターミナルの管理運営体制に関する確認書                             |    |
| 第2項  | RO／RO船に係る作業基準に関する協定書                                | 33 |
| 第3項  | 全貨検数に関する確認書の運用についての覚書                               | 34 |
| 第4項  | 常用港湾労働者派遣制度に関する確認書                                  | 34 |
| 第5項  | 事前協議制度に関する協定                                        | 36 |
| 第6項  | 港湾労働者年金制度に関する協定                                     | 38 |
| 第7項  | 港湾労働者転職資金制度                                         | 41 |
| 第8項  | コンテナ船多段積み、危険物荷役に関する確認書                              | 42 |
| ①    | コンテナ船の船内荷役作業並びに危険物・有害物等の取扱の安全基準に関する確認書              |    |
| ②    | コンテナ船多段（7・8段）例外荷役に伴う安全確保措置義務に関する暫定確認書               |    |
| 第9項  | 危険品・有害物の夜間作業に関する確認書                                 | 47 |
| 第10項 | PNCB船積み、船卸しにおける安全基準に関する確認書                          | 50 |
| 第11項 | スーパー中枢港湾及びコンテナターミナルの自動化に係わる確認書                      | 55 |
| 第12項 | 名古屋港TCBに係る中央労使確認                                    | 55 |
| 第13項 | ゲートオープンに係る社会実験に関する確認書                               | 55 |
| ①    | 国土交通省が行うコンテナターミナルゲートオープンに係る社会実験拡大に関する確認書            |    |
| ②    | 国土交通省が行う社会実験「CTゲート24時間オープン3交代制」のモデル事業に係る労使政策委員会議事確認 |    |

|                                                            |    |
|------------------------------------------------------------|----|
| ③ 国土交通省が行う名古屋港の飛鳥ふ頭集中管理ゲートの構築及び<br>その有効性の検証に係わる実証実験に関する確認書 |    |
| 第14項 アライアンスに関する確認書                                         | 56 |
| ① '98新アライアンスに係る確認                                          |    |
| ② アライアンス再編成に係る中央事前協議会労使議事確認                                |    |
| 第15項 東日本大震災・福島第一原発事故に伴う確認書                                 | 57 |
| ①福島第一原発に伴う放射能汚染問題(中古自動車・建機等)に関する暫定<br>確認書                  |    |
| ②東日本大震災に伴う瓦礫荷役に関する暫定確認書                                    |    |
| 第16項 三島川之江港の指定港化に関する確認                                     | 59 |
| ① 三島川之江港の指定港化問題に関する確認書                                     |    |
| ② 三島川之江港の指定港化問題に関する覚書                                      |    |

## <別添資料>

|                                                      |    |
|------------------------------------------------------|----|
| (1) 石綿対策関係補助金制度の概要                                   | 61 |
| (2) 港湾労働者年金制度に係る新規登録作業に関する議事確認                       | 62 |
| (3) 2011年度(平成23年度)の年末年始例外荷役に出勤した場合の取り扱いに<br>関する議事録確認 | 63 |

# 第1章 交 渉

## 第1条 団体交渉権と交渉の義務及び交渉事項

日港協と全国港湾及び港運同盟との団体交渉は、労働組合法に基づくところの交渉権の行使であることを確認する。名称は、中央港湾団体交渉とする。

第1項 中央団体交渉は、基本的な最低限度について交渉する。

第2項 団体交渉は、いずれか一方の申し出があった場合、10日以内に開くものとする。

第3項 団体交渉で取り扱うべき議題は、賃金・労働条件・合理化問題等いずれか一方で提案されたすべての議題とする。

第4項 4者協議制については、2者協議制の運営の中でその必要な場合は、設置に努力する。

第5項 業種別による問題、又は専門的具體事項については、中央港湾団交のもとに専門部会等を必要に応じて設置し得るものとする。

(1) 中央港湾団交のもとに次の部会を設置する。

- ① 元請部会
- ② 作業部会（なお、沿岸・関連の協議体制が整うまで船内部会を先行させることとする。）
- ③ 地方港懇談会
- ④ なお、検数検定部会及びその他の部会については、引き続き協議の上、設置する。

(2) 中央港湾団交に係る懸案諸事項は、原則として労使政策委員会で協議する。なお、労使政策委員会には、元請・作業・検査各部会及び地方港に係る専任事項及び専門的知識を有する問題について、産別協定の範囲内において、各部会等の出席を求める。

## 第2条 交渉委員

交渉委員は、労使双方自主的に選出し、相互に無条件で確認する。

### 第3条 地区団体交渉

団体交渉権は、必要な地区においても確立する。

第1項 中央・地区が並行して行う必要のある問題については、地区においても関連して交渉する。

第2項 地区独自の問題は、地区が主体性をもって交渉することとし、地区労使団体交渉は、地区港運協会と地区協議会（連絡会議を含む）との間に設置されるものとする。ただし、必要に応じて業種別専門委員会を中心に協議する。

第3項 地区労使団交において解決できない場合は、中央港湾団交に差し戻し協議するものとする。



## 第2章 効力と適用及び定義

### 第4条 協定の効力

この団体交渉で合意に達した事項は、当事者双方が捺印し、労働協約としての効力をもつ。

### 第5条 適用範囲

この労働協約は特段の定めがない限り、港湾で働くすべての港湾労働者に対して適用する。

ただし、各協定条項に適用対象を明記している場合は、それを適用する。なお、問題の内容によっては、港湾の現状に鑑み、適用については弾力的に考慮するものとする。

### 第6条 順守

日港協は、この労働協約を順守する。また、日港協は、本協定の履行に当たっては、加盟全店社を責任もって指導する。

各地区並びに業種・企業の労働協約は、産別協定を下回ってはならない。

## 第3章 雇用・職域

### 第7条 職域・業域及び就労

港湾を通過するすべての貨物の荷役作業及びこれに前後した関連作業は、すべて港湾運送事業者の業域ならびに港湾労働者の職域とする。

第1項 港湾労働者の職域確保のための政策として、港頭地区に貨物を誘致するための必要な措置について労使で対策委員会を設置し、その実現に双方努力する。

第2項 労使双方は、第7条の確認に基づき港湾労働者の雇用の拡大のため中央及び地区で努力するものとする。

第3項 港頭地区における常用港湾労働者の就労は法令に基づくこととする。また、港湾倉庫機能の多様化に伴う付帯作業・関連作業については、労使共同で積極的に関与し、常用港湾労働者の就労機会の増加に努める。

第4項 日港協は、港湾運送事業法にもとづき、許可基準の厳守及び届出料金の完全収受を行う施策を引き続き講ずる。

第5項 非指定港問題について、労使双方は非指定港が周辺指定港湾との不平等な競合関係にあることに着目し、指定港に向け努力するものとする。

なお、三島川之江港の指定港化問題について、労使は第58条第16項①確認書、及び②覚書に基づき、港湾の秩序維持等、その効力を進めることとし、引き続き指定港化に向けて努力する。

### 第8条 雇用の安定と拡大

港湾労働者の雇用と就労の確保は、港湾運送事業の安定経営の最重要課題として認識し、日港協及びその傘下企業は最大限努力しこれを実施する。なお、実施に際しては、違法派遣・違法就労を生じさせないこと、又、港湾運送の秩序維持については、事前協議制度の適正運営の中で対応するとともに、労使双方が業域・職域の拡大に努めることとする。

第1項 港湾運送事業の規制緩和に対しては反対する。

第2項 新規参入については、港運労使及び各地区の「安定化協議会」で協議対応を図る。

第3項 日本・中国・韓国3国間シャーシー相互乗り入れは原則的に反対する。また、今後の状況推移を見極めながら労使協力して対応する。

## 第9条 事前協議制度

第1項 輸送体制並びに荷役手段の形態変化に伴い、港湾労働者の雇用と就労に影響を及ぼす事項については、あらかじめ協議する。事前協議の対象事項、船社にかかわる事前協議については、確認書（第12章第58条第5項）によるものとする。なお、産別労使協定である事前協議制度等に対する不当な圧力、介入に対しては反対する。

第2項 船社のアライアンスの再編については、事前協議制度協定（第12章第58条第5項）、及び確認書（第12章第58条第14項①・②）にもとづき対応する。

## 第10条 CY作業の自動化

コンテナターミナルにおけるCY作業自動化に係る雇用問題については、自動化の実現に拘わらず、全体的な視野に立って業域・職域の確保・拡大に努めると共に現要員の雇用と就労の保障に努力する。

第1項 コンテナターミナルのCY作業における自動化については、現在の環境下では名古屋港以外に波及させない。しかし、港湾に新しい環境変化が起こった時には協議する。

第2項 名古屋港TCBの稼働に伴う作業等については、第12章第58条第12項に定める。

## 第11条 バンニング作業

コンテナのバンニング・デバンニング作業については、港湾労働者の職域として確保するため労使双方引き続き努力する。

## 第12条 全貨検数

外貨貨物の本船揚げ積み時における検数作業は、検数業並びに検数労働者の職域であることを確認し、シップ・ドックの両サイド検数を制度として確立する。本条の運用について1981年（昭和56年）12月9日付覚書（第12章第58条第3項）を締結する。

## 第13条 全貨検量

輸出貨物は、邦船・外船又は運賃同盟の加盟・非加盟にかかわらず、すべて検量を実施する。ただし、検量対象貨物は、1979年（昭和54年）12月1日時点の各運賃同盟

の検量ルールによるものとする。

第1項 第13条の規定にもかかわらずFCL貨物の船積検量については1996年（平成8年）4月1日を起点とする5年間に段階的且つ出来る限り均等に削減し、6年目以降は船社のオプションとする。本項の発効日は1996年（平成8年）4月1日とする。

第2項 各運賃同盟の検量ルールの変更については、あらかじめ事前に協議するものとする。

## **第14条 新港湾労働法施行（1989年（平成元年）1月1日）後の港湾労働者による作業**

新港湾労働法施行（1989年（平成元年）1月1日）後は、原則として6大港船内・沿岸については、企業常用労働者以外は、港湾作業に就労させない。但し、関連事業及びその他の項目については、引き続き協議する。

## **第15条 常用港湾労働者派遣制度**

港湾労働法適用港において、常用港湾労働者派遣制度を実施する。本条の詳細は、別添確認書（第12章第58条第4項）によるものとする。

## **第16条 その他の雇用安定制度**

港湾労働者の雇用と就労の安定を図るため、当面6大港の船内・沿岸労働者を対象として労使構成による登録機関を設け登録制度を実施する。

その他の港及び職種については、その在り方等引き続き検討協議する。

## **第17条 スーパー中枢港湾**

スーパー中枢港湾及びコンテナターミナルの自動化については、第12章第58条第11項の確認書により対応する。

## 第4章 賃金

### 第18条 あるべき賃金

あるべき賃金は、第12章第57条第1項で定める。

### 第19条 標準者賃金

検数・検定労働者の標準者賃金は、第12章第57条第2項で定める。

### 第20条 産別最低賃金

産別最低賃金は、第12章第57条第3項で定める。

### 第21条 基準賃金制度

6大港における港湾荷役（船内荷役・沿岸荷役）現業労働者の40歳（勤続22年）基準賃金について、その水準は、標準的な金額として月額355,400円とする。

### 第22条 時間外算定基礎分母

6大港船内・船側沿岸労働者の時間外算定基礎分母については、労働基準法に基づく算定基礎を目標とし、できる限り早急に実現に向けて努力する。2011年度（平成23年度）は、第12章第57条第4項で定める。

### 第23条 月額保障賃金

港湾における6大港の船内労働者及び沿岸労働者の賃金の支払い形態を原則として月給制（月単位とした保障）とし、その諸条件について当該労使で協議する。その他の現業労働者についても早急に移行できるよう双方努力する。

第1項 月額保障とは、暦日の出勤、就労日が25日に満たない月は、基準内賃金の25日分を支給するものであって、労働者の責によらない不就労日は、月額保障の対象日とする。ただし、徹休日については、各港又は各企業労使で協議して決める。

第2項 月額保障を行う基準内賃金は、下記の合算額とする。

- (1) 時間労働賃金計算の基礎となる対象給与の25日分
- (2) 前記(1)以外に月額で支給される賃金、ただし、支給条件については各企業の労使で協議して決める。

## 第5章 労働時間

### 第24条 所定内労働時間

港湾労働者の一日の所定内労働時間は、8時間拘束（休憩1時間以上）、実働7時間とする。

### 第25条 労働日

週における労働日は、月曜から金曜までとする。

### 第26条 時間外労働

時間外労働は、月間45時間以内とする。

第1項 深夜労働は、拘束8時間、実働7時間、時間外労働45時間以内の枠内で行うことができる。

第2項 深夜労働は、1人月間3回を限度とする。

### 第27条 労働時間の弾力的事項の不適用

労働基準法改正に係わる労働時間の弾力的事項について、港湾においては適用しない。

## 第6章 休日・休暇

### 第28条 休日

休日は、日曜並びに「国民の祝日に関する法律」で定める祝日とする。休日の出勤・就労は、時間外労働とする。出勤・就労したものに対しては、必ず代替休日を保障する。その代休問題等については、企業の労使で協議して決める。

### 第29条 週休二日制

週休二日制に係る各地区、業種の取り扱いは従来通り次のとおりとする。

第1項 6大港の船内・船側沿岸については、次の通りとする。

- (1) その週に祝日のない土曜日は土曜休日とする。
- (2) その週に祝日のある土曜日は土曜休暇とする。
- (3) 上記(2)の土曜休暇を休日化するために、土曜休暇3日に対し夏季休暇1日を削除する。

第2項 6大港の船内・船側沿岸以外については、6大港の船内・船側沿岸に準じて関係労使で引き続き協議する。

第3項 地方港の週休二日制については、現行協定の中で4週6休以上の実現を目標として引き続き協議する。

### 第30条 有給休暇

第1項 (年次有給休暇) 半年間継続勤務し、全所定労働日の80%以上出勤した者に対して、半年を経た翌月以降の一年間に10労働日の有給休暇を付与する。その後の年度には最低18労働日の有給休暇を付与する。

第2項 (夏季休暇) 年次有給休暇の他に、夏季休暇として各自4日間の特別休暇を実施する。実施細目については、港毎又は各企業労使間で協議決定する。

第3項 (年末年始特別有給休暇) 年末年始(12月31日～1月4日まで)を特別有給休暇とする。ただし、1月1日の国民の祝日については、特別有給休暇から除く。支給すべき賃金については、各港、各企業労使間で協議決定する。



## 第7章 作業体制

### 第31条 作業時間と交代制

港湾における作業時間は、次の通りとし、原則として交代制度を採用する。ただし、半夜荷役への追い通しは行わない。なお、現在、一直制を実施している場合は現行通りとする。

第1項 昼間作業は、8時30分から16時30分とする。

第2項 半夜作業は、16時30分から21時30分とする。

第3項 深夜作業は、21時30分以降とする。

第4項 ただし、各作業時間帯・労働時間については、各地区港運労使の協定を変更するものではない。

第5項 364日、24時間フル稼働に対応した「新しい港湾労働体制」については、原則として交代制導入を労使双方が理解する。

### 第32条 コンテナゲートのオープン時間

第1項 コンテナゲートのオープン時間は、月曜～土曜日の8時30分から16時30分とし、事前予約のある場合は20時まで延長する。なお、この間の休憩時間帯は、原則としてゲートレーンを2分の1以上オープンする。日曜・祝日は、前日15時までに予約を得た場合、8時30分から20時までとする。

第2項 国土交通省が行うコンテナターミナルゲートオープンに係る社会実験については、第12章第58条第13項によるものとする。

### 第33条 日曜日荷役

日曜日荷役を実施する。

第1項 対象とする荷役・作業は、革新船（コンテナ船、RO-RO船、PCC等、フェリーその他の革新船）、及び、在来船（外航船、内航船）の本船作業、並びに、本船作業に連動するコンテナターミナルヤード（ゲートを含む）、その他ターミナルヤード等とその他、倉庫物流センターとする。

第2項 荷役作業時間は原則として平日と同一とする。ただし、ターミナルゲート及びその他、倉庫物流センター等の入出庫は、原則として前日15時までに予約を得た場合、8時30分から20時までとする。

## 第34条 祝日荷役

祝日の作業について、在来・革新荷役とも平日と同一に夜荷役を実施する。祝日の作業に関する、対象荷役・作業、荷役作業時間、取り扱いについては、第33条の日曜日荷役に準ずることとする。

## 第35条 日曜・祝日荷役の労働時間

日曜・祝日の荷役については、現行労働条件協定 拘束8時間・実働7時間・時間外労働45時間を個別各社縦割りの中で順守することを前提として実施する。

## 第36条 年末年始例外荷役

年末年始特別有給休暇（現行12月31日、1月2日・3日・4日）に例外措置として荷役を実施する場合は、毎年の中興港湾団交（または労使が認めた中興港湾団交に準ずる機関）でその実施の可否、条件を文書により確認する。なお、1月2日については、2013年（平成25年）1月2日より休日扱いとする。

また、2011年度（平成23年度）の年末年始例外荷役に出勤した場合の取り扱いについては、別添資料（3）の通りとする。

## 第8章 革新船に関する作業基準

### 第37条 コンテナ専用埠頭における作業基準

コンテナ専用埠頭における作業基準について、1982年（昭和57年）8月5日付作業基準専門委員会の答申（第12章第58条第1項）を基本協定として労使双方承認する。

第1項 現行協定を遵守する。但し、必要により見直しについて協議する。

第2項 作業の実施に当たっては、基本協定を地区労使（港単位）で確認のうえ、各ターミナル毎の作業基準に基づく定数を策定する。ただし、地区協議において著しく意見の相違が生じ、定数策定が困難な事態が生じた場合、中央労使間において協議するものとする。

### 第38条 RO／RO船作業に関する基準

RO／RO船作業に関する基準は、第12章第58条第2項の通りとする。

## 第9章 港湾労働者保障基金制度

### 第39条 港湾労働者保障基金制度

労使双方は、港湾労働者の生活を保障することを目的とし、「港湾労働者生活保障基金制度」を確立する。基金制度の内容は次の項目とする。本制度の運用・取り扱い・適用対象者・適用年齢等については別途定める協定（第12章第58条第6項）によるものとする。

(1) 港湾労働者年金制度

ただし、1999年（平成11年）3月末実施した登録凍結を、2010年（平成22年）春闘協定で登録復活を確認したことに伴い、当面、別添資料（2）の議事確認に沿って登録作業を進める。

(2) 最低保障賃金制度

(3) 職業訓練制度

(4) 転職資金制度

ただし、転職資金制度の内、生活助成金及び転職資金の支給については1997年（平成9年）10月22日以降凍結する。

第1項 基金制度の管理運営及び財源等については労使協議して決めるものとし、運営は、一般財団法人港湾労働安定協会（以下、「安定協会」という）によって行う。

第2項 港湾労働者保障制度に必要な財源については、基本料金と別にトン建料金として日港協の責任において確保する。

### 第40条 港湾労働者年金制度

港湾労働者の老後の生活安定をはかるため、港湾労働者年金制度を設け、この年金制度は、労働者無拠出とする。なお、適用対象者、年金受給資格、他社暦の取り扱い、支給条件、年金額、遺族見舞金、公的年金との関係、及び年金原資未納の取り扱いについては、別途定める協定（第12章第58条第6項）によるものとする。

### 第41条 港湾労働者運営基金制度

港湾労働対策の協力金として2011年度より2013年度（2011年（平成23年）4月1日～2014年（平成26年）3月31日）の3カ年間コンテナトン当たり1円を確保する。

## **第42条 保障制度の取り扱い**

第9条（事前協議制度）にもとづく取り扱い、及び雇用と就労、労使協議体制、第39条にもとづく保障制度の取り扱いについては、第12章第58条第5項・6項・7項の通りとする。

## **第43条 転職資金制度**

倒産・事業縮小で港湾労働者が解雇された場合、転職資金制度を実施する。具体的には、別途定める協定（第12章第58条第7項）に基づき実施する。

## 第10章 安全・衛生・職業訓練・福利厚生

### 第44条 職業訓練及び再教育費の助成

各港毎に公的機関（港湾貨物運送事業労働災害防止協会、港湾教育訓練協会等）を通じて行う訓練及び再教育については、標準訓練費を定めて、その50%相当額を安定協会より助成する。

第1項 再就職斡旋期間中で再雇用のための訓練を必要とするものに対する訓練費については、標準訓練費の100%相当額を助成する。

第2項 訓練及び再教育は、1984年度（昭和59年度）より実施することとし、細目については、別途協議し決定する。

第3項 本条の適用対象者については、原則として港湾労働者年金制度にもとづく適用対象者及びその他、安定協会に設けた制度小委員会で協議して決められたものとする。

### 第45条 安全専門委員会の設置

中央に労使の安全専門委員会を設置し、安全対策について協議する。

### 第46条 労使同数の共同パトロール

港を単位とした労使同数の共同パトロール制について合意し、労使双方このパトロール制に対し次の機能を与えるよう早急に措置する。

第1項 いかなる職場にも自由に立ち入りができること。

第2項 危険な作業状態であることが認められた場合、作業を中止させることができること。

### 第47条 危険物対策会議の設置

危険物の疑いのある貨物の輸出入に際しては、港運事業者、労働組合及び関係者の間において、安全作業を行うための危険物対策会議を中央、地域において設置する。

## 第48条 コンテナ船の船内荷役作業並びに危険物・有害毒物等の取り扱いの安全基準

コンテナ船の船内荷役作業並びに危険物・有害毒物等の取り扱いの安全基準については、別添確認書（第12章第58条第8項①）の通り実施する。なお、コンテナ船多段（7・8段）例外荷役に伴う安全確保措置義務に関しては、別添確認書（第12章第58条第8項②）の通り実施する。

## 第49条 危険品・有害物の夜間作業について

危険品・有害物の夜間作業については、別添確認書（第12章第58条第9項）の通り実施する。

## 第50条 PNCB船積み、船卸に関する安全基準

PNCB船積み、船卸に関する安全基準について、1985年（昭和60年）2月28日付安全専門委員会確認書（第12章第58条第10項）の通り締結する。

## 第51条 石綿対策

石綿被災対策について、国の関与を求める等、労使一体となって取り組みを強化する。

第1項 アスベスト労使対策基金として確保した5億円の使途及び運用等について石綿対策小委員会で協議する。

第2項 日港協が策定する「石綿健康被害対応を行う会員を支援するための補助金支給要綱（別添資料（1）に「制度の概要」）」について、全国港湾及び港運同盟は了解する。なお、本助成金の運用に当たっては下記に留意することとする。

- ① 日港協は、会員企業の安定的かつ継続的な事業運営を支援するとの制度の趣旨を踏まえ、本助成金制度の適正かつ円滑な運営に努力すること。
- ② 会員企業は、本制度の趣旨を理解し、自主的かつ円満に解決できるよう努めること。なお、本労働組合から申し出があった場合、健康被害者等との円滑かつ友好的な話し合いを促進するため本労働組合と協力するよう努めること。
- ③ 日港協は、本制度の活用について、適宜、本労働組合に情報提供を行うこと。

## **第52条 労働災害補償制度**

全国的規模における労働災害補償制度の確立について、労使双方合意し、その実現を図るために努力する。また、当面の措置としては、現行各企業補償額の引き上げについて労使双方努力する。

## **第53条 住宅・保養施設**

労使双方は、各港に港湾労働者の住宅及び労働者とその家族の保養を目的とした保養施設を早急に建設する方向で努力する。

## **第54条 各埠頭の休憩施設等**

労使双方は、各港の各埠頭に休憩施設及びその他必要な諸施設を建設するための必要な努力を行う。



## 第11章 港湾の保安対策

### 第55条 改正SOLAS条約への対応

改正SOLAS条約（海上における人命の安全のための国際条約）に伴う「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」にもとづく港湾保安対策の実施・運用に当たっては、港湾労働者の人権及び労働基本権の侵害をしてはならない。

### 第56条 警備業務

第55条の法律の施行により規定される警備業務は、原則として港湾関係事業者の業域であり、港湾関係労働者の職域である。

## 第12章 付属協定及び参考資料

### 第57条 賃金関係の協定

第4章賃金第18条（あるべき賃金）、第19条（標準者賃金）、第20条（産別最低賃金）、第22条（時間外算定基礎分母）に係わる諸協定は次の通りとする。

#### 第1項 あるべき賃金（2000年（平成12年）6月27日付）

社団法人日本港運協会と全国港湾労働組合協議会並びに全日本港湾運輸労働組合同盟は、「在るべき賃金」について、下記の通り協定する。

#### 記

##### 1. 適用対象者について

適用対象者は、6大港の船内及び船側沿岸の現業労働者とする。

##### 2. 水準について

2000年度（平成12年度）における「あるべき賃金」として、別添のとおりとする。

##### 3. 適用方法について

（1）新規採用者（標準者……高卒18歳）について適用するものとする。

（2）中途採用者の取扱いについては、各企業の在籍者との賃金を勘案し各企業労使で決めるものとする。

（3）在籍者の適用の方法については、なお引き続き協議するものとする。

##### 4. 水準の見直しについて

原則として、消費者物価の動向、初任給の社会的水準を勘案し、協議の上修正するものとする。

(別添)

| 年齢 | 基本給     | その他の手当  | 基準内賃金合計 |
|----|---------|---------|---------|
| 18 | 159,200 | 25,000  | 184,200 |
| 19 | 161,600 | 32,000  | 193,600 |
| 20 | 164,000 | 39,000  | 203,000 |
| 21 | 166,500 | 41,000  | 207,500 |
| 22 | 169,000 | 43,000  | 212,000 |
| 23 | 171,400 | 45,000  | 216,400 |
| 24 | 173,900 | 47,000  | 220,900 |
| 25 | 176,600 | 49,000  | 225,600 |
| 26 | 178,900 | 51,000  | 229,900 |
| 27 | 181,300 | 53,000  | 234,300 |
| 28 | 184,100 | 55,000  | 239,100 |
| 29 | 186,400 | 57,000  | 243,400 |
| 30 | 188,900 | 68,000  | 256,900 |
| 31 | 192,300 | 72,000  | 264,300 |
| 32 | 195,800 | 76,000  | 271,800 |
| 33 | 199,300 | 80,000  | 279,300 |
| 34 | 202,900 | 84,000  | 286,900 |
| 35 | 206,400 | 95,000  | 301,400 |
| 36 | 209,900 | 100,000 | 309,900 |
| 37 | 213,400 | 105,000 | 318,400 |
| 38 | 216,900 | 110,000 | 326,900 |
| 39 | 220,400 | 115,000 | 335,400 |
| 40 | 223,900 | 130,000 | 353,900 |
| 41 | 227,400 | 135,000 | 362,400 |
| 42 | 230,800 | 140,000 | 370,800 |
| 43 | 234,400 | 145,000 | 379,400 |
| 44 | 237,900 | 150,000 | 387,900 |
| 45 | 241,400 | 165,000 | 406,400 |
| 46 | 243,900 | 170,000 | 413,900 |
| 47 | 246,400 | 175,000 | 421,400 |
| 48 | 248,900 | 180,000 | 428,900 |
| 49 | 251,300 | 185,000 | 436,300 |
| 50 | 253,900 | 200,000 | 453,900 |
| 51 | 256,200 | 202,000 | 458,200 |
| 52 | 258,700 | 204,000 | 462,700 |
| 53 | 261,300 | 206,000 | 467,300 |
| 54 | 263,700 | 208,000 | 471,700 |
| 55 | 266,200 | 210,000 | 476,200 |
| 56 | 266,200 | 210,000 | 476,200 |
| 57 | 266,200 | 210,000 | 476,200 |
| 58 | 266,200 | 210,000 | 476,200 |
| 59 | 266,200 | 210,000 | 476,200 |
| 60 | 266,200 | 210,000 | 476,200 |

## 第2項 検数・検定労働者の標準者賃金（2010年（平成22年）12月16日付）

### 1. 検数・検定労働者の標準者賃金について

#### （1）適用する労働者

年齢35歳・勤続17年・扶養家族3名（配偶者、子2名）の高卒者で、海事検査人養成協議会等で検数人・鑑定人・検量人の有資格者（予定者を含む）と認定され、国土交通省に届け出ている者とする。

#### （2）適用する使用者

一般社団法人日本港運協会に加盟する一般社団法人全日検、一般社団法人日本貨物検数協会、一般社団法人日本海事検定協会、一般財団法人新日本検定協会とする。

#### （3）標準者賃金額 月額 252,000円

#### （4）標準者賃金の対象となる賃金手当等の項目及び算出方法については、当該業種の労使協議の通りとする。

### 2. 協定期間

2010年（平成22年）4月1日から2011年（平成23年）3月31日までとする。

### 3. なお、賃金・労働時間専門委員会の下部機関として検数・検定小委員会を設置し、当該標準者賃金に係る懸案事項について協議する。

## 第3項 産別最低賃金（2007年（平成19年）6月26日付/2010年（平成22年）4月6日付で統一）

### 1. 最低賃金について

#### （1）適用する地域

この協定は、全国適用を原則とし、当面次の地域とする。

東京港、横浜港（川崎港を含む）、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港  
函館港、苫小牧港、釧路港、留萌港、小樽港、室蘭港、八戸港、仙台塩釜港、宮古港、秋田・船川港、酒田港、小名浜港、新潟港、直江津港、伏木・富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、境港、千葉港、衣浦港、三河港（蒲郡地区）、田子の浦港、清水港、四日市港、尼崎港、東播磨港、阪南港、和歌山下津港、広島港、福山港、尾道糸崎港、呉港、徳島港、坂出港、新居浜港、松山港、高知港、宇部港、博多港、佐世保港、長崎港、津久見港、荏田港、唐津港、鹿児島港及び那覇港

#### （2）適用する労働者

前号の地域内の港湾で全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟に加盟し、船内荷役作業員、沿岸荷役作業員、はしけ乗組員、いかだ運送作業員、港湾運送関連事業作業員及び検数人、検量人として、引き続き当該作業に従事する満18歳の労働者。

#### （3）適用する使用者

前号の労働者を使用する一般社団法人日本港運協会に加盟する使用者。

#### （4）第（2）号の労働者に係る最低賃金額

① 月によって定められた賃金の場合 月額157,600円

② 日によって定められた賃金の場合 日額6,310円

ただし、日によって定められた賃金の場合でも、第（5）号による賃金に算入しないものの以外の手当が月で定められている場合は、「月によって定められた賃金の場合」を適

用する。

(5) この最低賃金において賃金に算入しないもの

- ① 通勤手当（通勤労働者に対して使用者が通勤費を負担するために特別手当として支払われる賃金をいう。）
- ② 家族手当（扶養家族のある労働者に対して特別の手当として支払われる賃金をいう。）
- ③ 通常の労働以外の労働に対し支払われる手当

第4項 6大港船内・船側沿岸労働者の、時間外算定基礎分母は151時間とする。

## 第58条 関連協定書・確認書・覚書等

産別協定の各条項の関連で「別途定める」、「別添」等とした協定・確認書・覚書、ならびにその都度労使合意し締結した協定書・確認書・覚書等は次の通りである。

### 第1項 作業基準協定

①コンテナ埠頭における作業基準に関する協定書（1983年（昭和58年）3月7日付）

（基本協定）

- 1. 1982年（昭和57年）8月5日付、作業基準専門委員会の答申（別紙）を、労使双方承認する。

（地区協議）

- 2. 作業基準の実施に当たっては、上記基本協定を地区労使（港単位）で確認の上、各ターミナル毎の作業基準の基づく定数を策定する。

ただし、地区協議において著しく意見の相違が生じ、定数策定が困難な事態が生じた場合、中央労使間において協議するものとする。

（協議期間）

- 3. 各港における協議は、原則として1983年（昭和50年）4月30日までとする。

（効力）

- 4. 本協定は、原則として発効の日から1年間有効とし、その期限前3ヵ月前にいずれかの協議申し入れがない場合は延長する。

作業基準専門委員会中間答申（1982年（昭和57年）8月5日）

社団法人 日本港運協会

労務委員長 田 端 彰 殿

全国港湾労働組合協議会

議 長 吉 岡 徳 次 殿

作業基準専門委員会

業側専門委員長 胡 谷 森 弘

組合側専門委員長 橋 爪 明 信

作業基準専門委員会は、1981年（昭和56年）6月12日付労働条件改善に関する確認書第3項（作業基準専門委員会を設置し、協定日より1年を目途として協議するものとする。）に基づき、今般コンテナ専用埠頭における作業基準について、別紙の通りとりまとめましたので、ここに答申致します。

（別紙）作業基準専門委員会答申

〔Ⅰ〕はじめに

① 作業基準専門委員会の設置の経緯と経過

作業基準専門委員会は、1981年（昭和56年）6月12日付労働条件改善に関する確認書第3項（作業基準専門委員会を設置し、協定日より1年を目途として協議するものとする。）に基づき設置され、業側、組合側により専門委員が選出された。

労使専門委員は、夫々の立場における論議はもとよりのこと、労使合同の専門委員会を16回に亘り開催し論議を深めた。

その間、京浜、阪神のコンテナ専用埠頭等の現地調査を行い、又、小委員会を個別に開き集中論議を行う等、鋭意検討を行った。

② 作業基準策定に対する考え方

当専門委員会としては、専門技術的な立場及び雇用安定並びに労働安全衛生を確保する観点に立ち、且つ現場作業に密着した形において策定することとした。

しかし、時間的な制約もあり、コンテナ専用埠頭（直背地のCFSを含む）を当面の対象とし、標準的な機器を中心に適正な人員配置を策定する為の基準となるべき考え方を取りまとめることとした。

なお、それ等の考え方を具現化するものとして、別紙の如く標準定数（モデル）を示すこととした。

〔Ⅱ〕コンテナ専用埠頭における作業基準

① 本人作業基準を策定する上での基礎条件

（イ）5.30協定の主旨をベースとする。

（ロ）安全を確保し、労働強化につながらないこととする。

（ハ）大型特殊機器の運転作業は交替制を採用する。

（ニ）1シフト（休憩1時間以上を含む）の連続作業を行う事を前提とする。

（ホ）ガントリークレーン1基当りの取扱数は原則として1時間当り平均28個とする。

（ヘ）ヤード内におけるすべての機器及び車輛の速度については、原則として20km/hr以内とする。

② 本作業基準を運用する上での基礎条件

本作業基準は、単位当りの標準的人員構成を策定しているが、実態に合わせた使用機器台数或いはコンテナの取扱量に応じて、上記①の主旨に添って実情に合わせて適宜配置するものとする。

③ 単位当りの標準配置要員数

(イ) ガントリークレーン、ストラドルキャリア及びトランスファークレーンについては、夫々1基に対し2名を配置し、前記基礎条件に従って交替制をとるものとする。

(ロ) トラクターヘッド、フォークリフトについては、夫々1台に対し、原則として1名を配置するものとし、10トンフォークリフト以上については必要に応じて2名とする。

(ハ) ハッチ及び地上配置員（監督、作業主任者、シグナルマン、ラッシャー、クレーン下作業員、誘導員等）は必要に応じ適宜配置する。

④ ヤードにおいて、本船荷役を伴わないコンテナ積卸し作業等を行う場合は使用機器台数に応じ交替制を原則とした要員を適宜配置する。

⑤ コンテナ専用埠頭におけるコンテナ受渡しに関する作業については、次の基準をベースとし作業内容と実態に応じ適宜増員するものとする。

(イ) ガントリークレーン1基当り原則として1名を配置し、作業内容に応じ適宜増員する。

(ロ) 1ブース当り3～5名を配置し、作業内容に応じ適宜増員する。

⑥ ターミナル業務全般の事務的作業については、作業量に応じ適正に配置する。

⑦ CFS業務について

(イ) フォークリフト1台に対する運転員は1名とし、作業員は適宜配置する。

但しコンテナ内作業については作業内容、作業環境に応じ必要な場合は交替要員を配置する。

(ロ) 検数員については、1作業単位につき1名とし、作業内容に応じ適宜増員する。

(ハ) 検量員については検量関係業務を行う為、作業単位を基準に業務量に応じて配置する。

〔Ⅲ〕標準定数（モデル）について

前記作業基準について、より具体化したものとしての一つの形として標準定数（モデル）を作成した。

〔Ⅳ〕まとめ

近代港湾の最先端を行く革新埠頭における労働条件は魅力あるものでなければならない。

本作業基準は、かかる目的のもとに策定されたものである。

然し乍ら、作業基準の策定に当たっては、港湾労働の歴史的経緯に加え、地域性による特性、規模の大きさによる格差、多種に亘る対応機器による特質等により、作業形態の多様性が余りにも大きいので、統一的、画一的な規模で全国的に亘った基準を定めることは極めて困難と言わざるを得なかった。

従って、前記の目的に沿うべく本基準が港湾の制度として、有効に定着するためには、港毎、関係事業所毎に、その個別の条件を考慮して実効的な制度を確立しなければならない。

特に下記の事項については、作業基準の実施定着化のため、早急に対応策を講ずる必要がある。

① 総要員数の策定に当たっては、本基準の主旨が基本になるがその背景として、就労体制

や休日問題のあり方が関連するので、その進展に応じた対応が必要である。

- ② 従業員の今後の高齢化に応じ適切な就労配置、就労条件の配慮と作業環境の整備（機器の改善）等が必要である。

尚、雇用の確保のためにはメンテナンス業務等にも就労出来るよう努力する必要がある。

- ③ 作業安全の確保が基本であるが、現行の1979年（昭和54年）6月港湾防災協制定の「コンテナターミナル作業安全基準」に加えて、より実態に沿った港毎、又は事業所毎の安全基準の策定（環境衛生の改善を含む）あるいは、運用面での配慮が必要である。

前記諸点にも一部関係するが、港湾の近代化、機械化との関連において、今後検討すべき事項として、雇用不安の問題、職域の問題、就労体制のあり方、賃金体系等の労働条件全般については、当委員会としては、別の場で論議し、解決してゆくべき問題である。

### コンテナ専用埠頭における標準定数（モデル）

本標準定数（モデル）は、答申書2項の作業基準を基礎として単位あたりの標準的機器台数及び人員を表示しているが、ガントリークレーン及び機器の台数等が作業の実態に応じて増加する場合は、下記人員構成に基づき適宜配置する。

#### I. ヤード内本船関係作業（1ガントリークレーン、1シフト、1ギャング）

- ① ガントリークレーン1基に対し 2名による交替制
- ② ストラドルキャリヤ方式の場合 2台を配置し4名による交替制
- ③ トランスファクレーン方式の場合 1台を配置し2名による交替制ヘッド3～4台を配置し3～4名を配置する
- ④ オンシャーシー方式の場合 ヘッド6台を配置し6名を配置する。但し、クランカーを必要とする場合は2～3名を配置し、作業内容に応じて増員する。
- ⑤ ハッチ、地上配置員（シグナルマン、クレーン下作業員、ラッシャー、誘導員）等の作業主任者を含め8名を配置する。

#### II. コンテナ受渡業務関連

##### 1. 陸側、受渡業務関連

##### （1）配置要員（1ブース）

イ ヤード内作業方式がオンシャーシー方式の場合は2名とするが、作業内容に応じて適宜配置、或いは増員する。

ロ その他の方式の場合は3～5名を配置する。

##### （2）業務内容は次の通りとする。

イ 搬出入コンテナの受付、コンテナナンバーチェック

ロ シールの点検

ハ E/Rの受渡し



ニ 重量計測

ホ 搬出入スリップの受付け

ヘ コンディションチェック

ト その他ゲート業務に係わる雑作業（蔵置場所の指示、簡単な修理、クリーニング等）

## 2. 海側、受渡業務関連

### （1）配置要員

ガントリークレーン 1 基当たり原則として1名とするが、作業内容に応じ適宜配置、或いは増員する。

### （2）作業内容は次の通りとする。

イ コンテナナンバーチェック

ロ シールの点検

ハ コンディションチェック

ニ その他、雑業務（積付確認等）

Ⅲ. ヤードにおいて本船荷役を伴わないコンテナ積おろし作業等を行なう場合は、使用機器台数に応じて交替制を原則とした要員を配慮する。

Ⅳ. ターミナル業務全般の事務的作業については、作業量に応じ適正に配慮する。

## V. CFS業務について

イ フォークリフト 1 台に対する運転員は 1 名とし作業員は適宜配置するが、コンテナ内作業は原則として 2 名とし、貨種に応じて配置する。

ロ 検数員については1作業単位につき1名とし、作業内容に応じ適宜増員する。

ハ 検量員については、検量関係作業を行なうため作業単位を基準に業務量に応じて配置する。

以 上

## ②コンテナターミナルの管理・運営体制に関する確認書（1986年（昭和61年）8月18日付）

社団法人日本港運協会と全国港湾労働組合協議会及び全日本労働総同盟交通運輸港湾協議会港湾部会は、1984年（昭和59年）12月20日締結の「コンテナ・ターミナルの管理、運営体制に関する確認書」を廃棄し、今後のコンテナ・ターミナルの運営について下記の通り確認する。

### 記

1. 1984年（昭和59年）12月20日締結の「コンテナ・ターミナルの管理、運営体制に関する確認書」を廃棄する。

2. 同確認書の廃棄に伴い、今後のコンテナ・ターミナルの運営に関する取り扱いを次の通り確認する。

（1）1986年（昭和61年）3月25日以前に使用開始され、既往の事前協議を経て確認されたコンテナ・ターミナルの管理、運営体制については尊重する。

（2）1986年（昭和61年）3月26日以降に使用開始されるコンテナ・ターミナルの運営体制

(港湾労働者の雇用と就労に影響を及ぼす事項)及び既存ターミナル作業体制等の変更に  
ついては、事前協議制度に関する確認書に基づき、その都度、労使協議を行なうものとす  
る。

- (3) 前項の労使協議の対象は、6大港、地方港を問わず公社、公共ともにコンテナ専用  
として供用されるすべてのバースを対象とする。
- (4) コンテナ・ターミナル運営においては港湾労働の職域を遵守し、他労働者の侵害を  
一切認めない。
- (5) コンテナ・ターミナル作業に当たっては、1983年(昭和58年)3月7日締結の「コ  
ンテナ専用埠頭における作業基準に関する協定書」を遵守する。
- (6) コンテナ・ターミナルの作業体制に複数事業者を採用する場合、そのターミナルにお  
ける統一的な就労体制、作業基準、安全基準、ターミナル機器の使用基準を定めるもの  
とする。その具体的内容は、作業基準専門委員会及び地域労使間で協議決定する。

## 第2項 RO/RO船に係る作業基準に関する協定書(1983年(昭和58年)12月26日付)

### 1. 標準定数(モデル)を次のとおりとする。

| 貨種            | 荷役機器    | 項目                                                                            | 船側         | ランプ<br>ウェイ           | 艀内       | 摘要                   |
|---------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------|----------|----------------------|
| コンテナ          | フォークリフト | 総指揮者<br>シグナルマン<br>運転員<br>(フォークリフト2台)                                          | 1名<br>1名   | ← 1名<br>1名 →         | 1名<br>1名 | 船側1台、艀内1台            |
|               | シャーシー   | 運転員<br>(シャーシーヘッド3台)<br>作業員<br>(含ラッシャー)<br>作業員<br>(一般作業員)                      | 1~2名       | ← 3名 →               | 2~4名     |                      |
| ユニ<br>タイ<br>ズ | トレーラー   | 総指揮者<br>シグナルマン<br>運転員<br>(トラック、2~3台)                                          | 1名         | ← 1名<br>1名 →         | 1名       | 船側2台、艀内2台            |
|               | シャーシー   | 運転員<br>(シャーシー2~3台)<br>運転員<br>(フォークリフト4台)<br>作業員<br>(含ラッシャー)<br>作業員<br>(一般作業員) | 2名<br>1~2名 | ← 2~3名 →             | 2名<br>6名 |                      |
| 自走<br>車<br>輛  | 自 走     | 総指揮者<br>シグナルマン<br>運転員<br>作業員<br>(含ラッシャー)<br>作業員<br>(一般作業員)                    | 1名<br>1~2名 | ← 1名<br>1名<br>4~6名 → | 1名<br>8名 | 船側作業員は必要に<br>応じて配置する |

### 〈検数・検量〉

- ① 1ギャングに付、受渡し検数員をシップサイド/ドックサイド各1名を配置する。

- ② シップサイド/ドックサイドの作業量に応じて書類作成員を配置する。
  - ③ 全ての貨物の検量を完全に実施する。
2. 前項標準定数（モデル）は下記基礎条件を前提とする。
- ① RO／RO船は、本船構造により、作業内容が著しく異なるが、本標準定数（モデル）は、総トン数12,000トン前後の船型を対象とする。
  - ② 標準取扱貨種を別紙標準定数（モデル）のように、三分類し夫々の単一貨物を、1シフト連続して取扱い、その貨物に適した標準的機器を使用するものと見做す。
  - ③ 標準定数（モデル）は荷受後の荷役作業人員とし、マーシャリングヤードの範囲は船側から、約200米以内とする。
- ただし、荷受作業を行う場合は各職種の必要人員を別途配置することとする。
3. 標準定数（モデル）の具体的運用については、実態に合わせた使用機器及び取扱貨種並びに貨物量に応じて下記により適正な人員を配置するものとする。
- ① 運転員及び作業員（含ラッシャー）は、本船の船型、積付場所、貨種、荷姿及び揚積の別、並びにラッシング方法等、作業の実態により適宜配置するものとする。
  - ② 大型機器の連続運転作業については原則として交替制とする。
  - ③ 艙内作業に従事する各職種の作業員については、艙内環境により必要に応じて交替制又は休憩をとるものとする。
  - ④ 標準定数（モデル）は、1ギャング単位として策定しているが、2ギャング以上が同時に作業を行う場合、重複する要員は作業内容に応じて調整するものとする。
  - ⑤ 1ギャングにつき受渡し検数員をシップサイド／ドッグサイド各1名を配置し、作業内容に応じて増員する。
  - ⑥ シップサイド/ドッグサイドの作業量に応じて書類作成員を配置する。
  - ⑦ 全ての貨物の検量を完全に実施する。
4. 上記第3項の具体的実施に伴う必要事項については、港毎又は当該労使で協議、決定する。

### 第3項 全貨検数に関する確認書の運用についての覚書（1981年（昭和56年）12月9日付）

社団法人日本港運協会と全国港湾労働組合協議会は、全貨検数に関する確認書の運用については、その実現にむけて引き続き努力してしていくものとする。

なお、その他の事項についても引き続き協議するものとする。

### 第4項 常用港湾労働者派遣制度に関する確認書（2000年（平成12年）11月29日付）

#### 1. 本確認書の目的

2000年10月1日施行港湾労働法に基づく港湾労働者派遣事業の実施にあたっては、港湾労働法、労働者派遣法、及び港湾運送事業法に基づく適正な運営をはかり、港湾運送の波動性対応等事業運営の円滑化、並びに港湾労働者の雇用と就労の安定、及び福祉の増進をはかるものとする。

#### 2. 適用範囲

この確認書の適用範囲は、港湾労働法適用港（東京港、横浜港（川崎港含む）・名古屋

屋・大阪港・神戸港・関門港）における適用職種（港湾荷役・船内・沿岸・はしけ・いかだ・船舶貨物整備・倉庫）とする。

### 3. 派遣制度の運営について

#### (1) 派遣契約

産別協定（8-7-45）を超える労働時間の派遣契約は行わない。

#### (2) 派遣の方法

(イ) 公共職業安定所に届け出た派遣対象労働者を、港湾労働法に基づく主たる派遣業務（派遣可能な業務）以外の業務に派遣してはならない。

(ロ) 派遣就業の指示は、原則として就労日前日に行うこととする。

(ハ) 一人1ヵ月当たりの派遣就業日数が、5日を超える派遣は行わない。

(ニ) その他派遣の方法位にかかわる事項については、当該労使で協議する。

### 4. 雇用秩序問題について

港湾労働者派遣制度の適用職種において、人付リース等については、港湾労働法、港湾運送事業法を遵守し、行政当局の指導による雇用就労秩序を守ことを努力する。

### 5. 派遣対象労働者

(1) 派遣対象労働者は、港湾労働法で定める要件を満たすとともに、常用雇用された港湾労働者とし、港湾労働者証を有する者とする。

(2) 常用港湾労働者は、原則として全員派遣対象労働者とする。

### 6. 個人情報の保護

個人情報の保護については、当該労使で協議する。

### 7. 港湾労働者雇用安定センターの活用

派遣契約の締結を求める場合には、積極的に港湾労働者雇用安定センターに斡旋を求める。

### 8. 不利益取り扱いの禁止

(1) 港湾労働者が、港湾労働法、職業安定法、労働者派遣法に基づく労働大臣等への申告をしたことを理由に、当該労働者に対して不利益な取り扱いは行わない。

(2) 常用港湾労働者は、原則として全員派遣労働者となることとし、一時的に派遣が困難な事由が認められた場合、及び個人情報の開示を請求したこと等を理由に、当該労働者に対して不利益な取り扱いは行わない。

### 9. 個別企業の労使間確認について

港湾労働者派遣制度が港湾労働法の趣旨に則り、円滑かつ効果的に運用され、港湾労働と港湾運営の寄与するために、港湾労働者派遣事業を行う当該企業労使は従来からの慣行による労使協議等の上、「港湾労働者派遣に関する確認」等をする。

### 10. 派遣制度協議会設置について

本確認書の運営問題については、中央に「派遣制度運営協議会」を設置し、具体的な運営問題については、地区協議により対応する。

### 11. この確認書の有効期限は、2000年（平成12年）10月1日より3ヵ年とする。

第5項 事前協議制度に関する協定（1986年（昭和61年）3月25日付）/2010年（平成14年）7月2日付）

1. 事前協議の対象事項について

事前協議の対象事項を次のとおりとする。

（1）革新船の就航並びにコンテナバースに関する件

なお、革新船とは、フルコンテナ船、RO/RO船（自動車専用船にKD及びその付属部品等併積のものを含む）、多目的船等の特殊構造船をいい、これらの船型にあつて本船ギアを使用する場合も対象とする。

（2）荷主、メーカー等が、港頭地区において港湾作業部門へ進出する件

なお、当面の対象範囲は、自営、系列会社の新免あるいは既存港湾事業者の起用にかかわらず次のとおりとする。

鋼材流通センター

自動車専用埠頭

サイロ

コールセンター

その他荷主流通センター

（3）港湾運送事業者以外の企業等が新規港湾運送事業許可申請により港湾に進出する件

（4）ターミナルにおける大型荷役機械及びロボットの導入に関する件

（5）港湾における情報システム（シップネッツ等）導入に関する件

2. 船社に係わる事前協議について

（1）事前協議の対象について

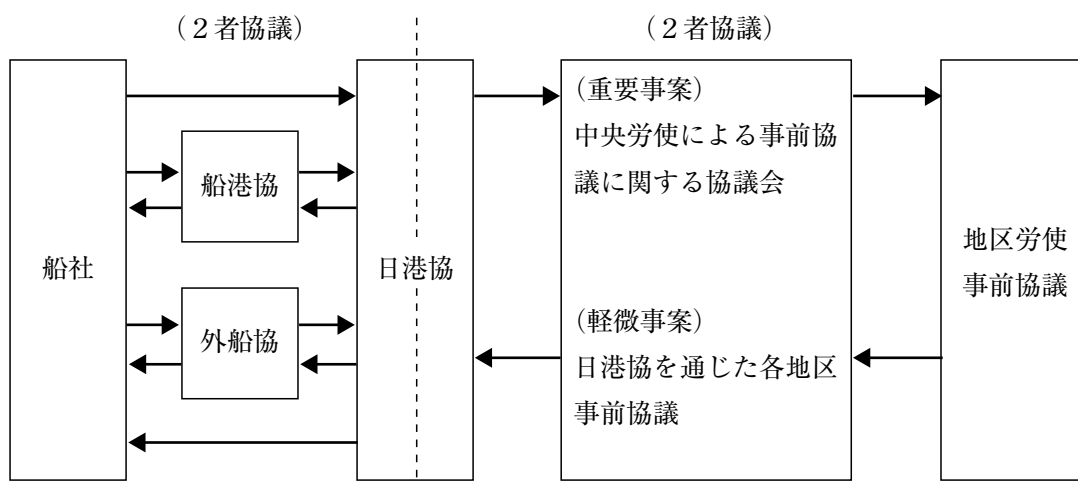
事前協議制度は革新船の就航並びにコンテナバースに係わる労働問題（港湾労働者の雇用と就労に影響を及ぼす事項）に限る事案を取り扱うものとする。

（2）事前協議の制度について

事前協議制度は、船社－日港協、日港協－労組で行う2者2者協議を基本とする。

（3）事前協議手続について

① 事前協議の取扱いは日港協、全国港湾、港運同盟により、「事前協議に関する協議会」を組織し、次の手順により協議を行う。



② 重要事案、軽微事案の取扱いについて

イ. 重要事案

日港協は少なくとも1カ月前に直接又は日本船主協会港湾協議会或いは外国船舶協会を通じ船社からの申し入れを受け、中央労使による「事前協議に関する協議会」に申し入れる。

日港協は協議の結果を直接又は日本船主協会港湾協議会或いは外国船舶協会を通じ船社に回答する。

ロ. 軽微事案

軽微事案の協議は、船社が実施に先立ち、地区協議に必要な期日（1カ月程度）前に日港協に申入れ、日港協を通じた地区協議とする。

ただし、地区協議に問題が生じた場合、上記（2）に基づくものとする。

協議の結果は、日港協を通じて、直接又は日本船主協会港湾協議会或いは外国船舶協会を通じて船社に回答する。

（4）革新船に係わる事前協議取扱い基準について

次の事項は重要事項として、中央協議を経て地区事前協議を行うものとする。

A. 重要事案

1. 作業体制の変更を伴う使用コンテナバースの移動
2. 使用コンテナバースにおける作業体制の変更
3. 船社の共同配船の参加、変更、脱退等で作業体制の変更に係わるもの

B. 軽微事案

以下の案件は、日港協を通じた地区協議の対象とする。

1. 革新船（フルコンテナ船、ロールオン・ロールオフ船等）の新規サービスの開始
2. 公社コンテナバースにおけるフルコンテナ船以外の配船
3. 新規公社コンテナバースの開始に伴う作業体制
4. 使用コンテナバースの移動（A. 1. に掲げるものを除く）
5. 増配船及び船舶の大型化
6. 寄港港の変更及び恒常的な追加寄港
7. 自動車専用船にKD及び付属部品等を併積するもの
8. 臨時配船
9. 臨時寄港

（5）事前協議書類記載事項

船社は、事前協議を申し入れる場合、次の内容を明記した書類を提出するものとする。

① 本船について

- イ. 船名・船籍
- ロ. 船型（コンテナ船、ロールオン・ロールオフ船、モジュール船等の特殊構造船）
- ハ. 総トン数
- ニ. 積載能力
- ホ. 荷役方式

② 運航について

イ. 運航船社

ロ. 航路名

ハ. 内地での寄港地

ニ. 寄港回数（年間）

③ 作業体制等について

イ. 港名

ロ. バース名

ハ. 作業開始予定日

ニ. 取扱貨物（ただし、コンテナ船以外の時）

ホ. 取扱い港湾業者（元請、作業会社、検数、検量）

（６）船社は上記（２）「事前協議制度について」に基づき協議され実施されている事案について、寄港中止等、申入れ事項に変更が生じた場合は、制度の信義に基づき事前に連絡するものとする。

## 第６項 港湾労働者年金制度に関する協定

### １. 適用対象者

（１）６大港及び地方港における港湾運送事業の許可（届出を含む）企業の港湾労働者の適用を原則とし、具体的な範囲については、次の各項のとおりとする。

① 一般港湾運送事業

他業種で決定されている範囲のほか、現場事務職として次の者を適用する。

イ. フォアマン（スーパーバイザーを含む）

ロ. 配船係員（船差）

ハ. 船側又は上屋における貨物の搬出入に従事する者。ただし、一般事務事務職として入社し、上記職種に従事する者については、本項（適用対象者）（１）－⑨で取扱うものとする。

② 海運貨物取扱業

イ. 現場作業員

ロ. 現場事務職

現場作業に関する業務に従事する労働者

（イ）船側又は上屋における貨物の搬出入に従事する者

（ロ）配船係員（船差）

ハ. 上記以外の労働者については本項（適用対象者）（１）－⑨で取扱うものとする。

③ 船内荷役事業、沿岸荷役事業及びいかだ運送事業

イ. 船内沿岸作業員及びいかだ作業員（木材検量員を含む）

ロ. 班長、副班長、監督

ハ. 通船員及び曳船員

ニ. 道具係作業員

ホ. 荷役機械（フォーク、ブル、クレーン等）運転手

ヘ. 輸送車輛（人員、荷役資材等）運転手

ト. 現場事務職

チ. その他については、企業レベルで協議する。

④ はしけ運送事業

イ. はしけ又は機付はしけ（港運船）乗組員

ロ. 通船・曳船乗組員

ハ. 船主船長については地区別又は企業別で協議する。

ニ. 単独三種事業の従事する現場事務職

ホ. その他については、地区別又は企業別で協議する。

⑤ 検数事業、鑑定事業及び検量事業

イ. 海事検査人養成協議会等で検数人・鑑定人・検量人の有資格者（予定者含む）と認定され、国土交通省に届け出ている者

ロ. 人員輸送車輛運転手

ハ. 通船、足船乗組員

ニ. その他については、企業レベルで協議する。

⑥ 港湾運送関連事業

イ. 関連事業に従事する作業員

ロ. 班長・副班長・監督

ハ. 通船員

ニ. 道具係作業員

ホ. 作業機械を取扱う者

ヘ. 輸送車輛運転手

ト. 届出関連事業に従事する職員

チ. 上記各号に該当しないものについては、企業労使で協議する。

⑦ ワッチマン業

検査部会関係のうち、ワッチマン業についての年金適用範囲は、原則として港における警備保障を適用職種とし、具体的には下記のとおりとする。

イ. 届出関連事業に従事する警備員

ロ. 監督、副監督、主席

ハ. 保安器具管理員

ニ. 警備機械を取扱う者

ホ. 巡回車輛及び輸送車輛運転手

ヘ. 届出関連事業に従事する職員

ト. 上記各号に該当しないものについては、企業労使で協議する。

ただし、今後ワッチマン業の加入申請があった場合、その都度警備分科会（労使）で協議するものとする。

⑧ 港湾運送事業における兼営部門の取扱いについて

兼営部門のうち港湾運送事業と密接不可分の職種として、次の範囲を適用する。

イ. タグボート乗組員

ロ. 港内通船乗組員



ハ. 船舶繋船離船現業員

ニ. コンテナヤード（C. Y. に隣接するC. F. S. を含む。以下同じ）内におけるコンテナ及びコンテナ荷役機械器具修理工

ホ. コンテナヤードに接続する海上コンテナシャーシ運転手

ヘ. 沿岸荷役事業及び港湾運送関連事業における梱包作業に従事する労働者

⑨ 6大港及び地方港における港湾運送業の許可（届出を含む）企業の上記以外の労働者については、港湾労働者年金制度に対応した措置を関係労使で協議して決めるものとする。

（2）港湾労働者年金制度の適用対象者の登録については、安定協会の港湾労働者年金制度規程による。

## 2. 年金受給の資格

勤続18年以上で引き続き勤務し退職時満55歳より満60歳までに達した者を有資格者とする。

## 3. 他社歴について

（1）企業の合併、倒産等本人の責めによらない他社歴については通算する。

（2）その他の経歴加算については、登録作業の中で審議し決定する。

## 4. 年金の支給条件

（1）支給開始は満60歳の誕生日の翌月からとする。

（2）支給期間は、支給開始より15年間の有期とする。

ただし、支給は港湾労働を退職したことを条件とする。

（3）年金の支給は、6月、12月の2期と定め、それぞれの前々月分までを支給期月の15日に支給する。

## 5. 年金の金額

年額250,000円（1期分125,000円）とする。改訂金額の支給は2000年（平成12年）5月1日（9月支給期分）より実施する。

なお、支給額の内150,000を安定協会より助成する。

## 6. 遺族見舞金

港湾労働者年金の受給権者が期間内に死亡した場合は、見舞金として受給権者が受けるべき残余期間が、

3年未満の者については 5万円

3年以上6年未満の者については 10万円

6年以上9年未満の者については 15万円

9年以上12年未満の者については 20万円

12年以上の者については 30万円

を遺族に支給する。

なお、遺族の範囲は、配偶者又は18歳未満の子供に限る。

## 7. 公的年金法との関係

この年金制度による権利は、公的年金法に基づく年金受給によって影響を受けない。

## 8. 年金原資未納の取扱いについて

- (1) 企業倒産等により年金原資が2年以上に亘り未納となった場合、地区雇用対策委員会の責任においてその取扱いを協議の上、当該年金受給者の受給権抹消を要する場合は、その旨を申し出るものとする。

この場合、安定協会は年金中央助成金の2年分相当額（年金受給残余期間2年未満は減額）を見舞金として支給し、当該者の年金受給権を抹消する。

なお、労働争議のため一時未納の場合は、争議解決時において協議するものとする。

- (2) 該当企業の遺族見舞金原資未納の場合も、当該中央助成金相当額を安定協会から支給できるものとする。

#### 第7項 港湾労働者転職資金制度（1980年（昭和55年）4月1日付/1999年11月2日付）

1. 転職資金制度の内、生活助成金及び転職資金の支給については、平成9年10月22日以降凍結する。
2. 合理化による企業倒産又は事業縮小で港湾労働者が解雇された場合、港毎の労使で構成する雇用対策委員会で1年間を限度として再就職の斡旋を行い、3カ月を限度として生活助成金として月額150,000円を支給する。

ただし、3カ月以内に再就職した場合はその時点で打ち切る。なお、労使紛争中の者の取扱いはその解決後から起算する。

3. 合理化による事業縮小で登録者が解雇される場合は、先ず当該企業が配置転換等の努力を行い、配置転換等が不可能で解雇された者を雇用対策委員会に委ねるものとする。
4. 本項（1）の企業倒産により解雇された登録者が雇用対策委員会で再就職の斡旋を受け、期限に至るも再就職が不可能でやむを得ず港湾労働の職域以外の職業に転出する場合は、次の転職資金を支給する。

|           |       |
|-----------|-------|
| 勤続5年未満の者  | 20万円  |
| 勤続5年以上の者  | 50万円  |
| 勤続10年以上の者 | 120万円 |
| 勤続15年以上の者 | 180万円 |
| 勤続20年以上の者 | 250万円 |

5. 事業縮小における制度の取扱いについて

- (1) 事業縮小における転職資金制度適用に係る裁定申請に当たっては、その事業縮小を必要とした港湾の合理化による理由を明記して申請するものとする。
- (2) 事業縮小に起因する転職資金制度の給付金支給は、本項（3）の定める額の60%とする。
- (3) 前（2）号の規定にかかわらず、事業縮小の内容（倒産状態に近い場合）によっては、本協定の適用について別途労使協議を行うものとする。
- (4) 転職資金制度の適用を受けた事業者が、本制度給付金の受給後5年以内に新たに適用職種に従事する労働者を雇用した場合、支給済の転職資金相当額（生活助成金を含む）を当該事業者の責任で安定協会に返還するものとする。
- (5) 雇用対策委員会は、解雇された者の再雇用について積極的に努力し且つ日港協及び地方港運協会はその実現のためにも有効に対処するものとする。

## 6. 適用対象者

適用対象者は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、港湾労働者年金制度に基づく適用対象及びその他制度小委員会で協議して決められた者とする。
- (2) 1.8部会の適用対象者について
  - ① 原則として、港湾労働者年金制度に基づく適用対象職種に従事する者とする。
  - ② 上記職種に準ずる業務に従事する者とし、具体的には関係労使で合意した者とする。ただし、適用の疑義が生じた場合は、地方及び中央において協議の上決定する。

## 7. 適用年齢

転職資金制度の適用年齢は、倒産及び事業縮小を問わず、解雇時の年齢が満60歳未満までとする。

## 第8項 コンテナ船多段積み、危険物荷役に関する確認書

- ① コンテナ船の船内荷役作業並びに危険物・有害毒物等の取扱の安全基準に関する確認書  
(2004年(平成16年)11月30日付)

中央安全専門委員会は、コンテナ船の船内荷役安全作業基準(コンテナ船の船内荷役作業基準、甲板上高積に伴う高所作業における安全確保)及び危険物取り扱い等について、下記の通り確認する。

なお、本確認書の締結に伴い、2001年(平成13年)2月8日付「コンテナ船の船内荷役作業並びに危険物・有害毒物等の取扱いの安全基準に関する確認書」は廃止する。

### 記

#### 1. コンテナ船の船内荷役に係わる安全確保と作業基準原則について

- (1) 甲板積みのコンテナ上には極力あがらない、やむを得ずコンテナ上高所作業を行う場合には安全帯及び転落防止索を使用する等の転落防止措置を講じ、高所での作業に適した服装及び滑り止めのための安全靴を使用する。
- (2) オープントップコンテナなど上面が平らでないコンテナは、原則として船艙内に積み、やむを得ず甲板積みする場合は並べ積みや上下積みを避ける。
- (3) 高所作業場所への昇降は、はしご、本船昇降塔又はスプレッダー(コンテナ吊り具)を使用する。ただし、昇降のガントリー・クレーンを使用する場合は、下記4-(5)-③-a、b項を準用する。
- (4) 夜間作業を行う場合は、高所作業に必要な照明を確保する。
- (5) 危険物及び有害毒物等の実入コンテナ荷役については、事前に荷役関係者に届け出し、貨物の実態及び取扱を充分熟知し得る状況の下で第5項に基づき荷役を行うこと。

#### 2. コンテナ船甲板上高積の原則と高積荷役計画の申し出、及び安全作業の確認について

- (1) コンテナの甲板上の高積は、4段までを原則とする。
- (2) 5段積み、6段積みを行う船社は次の様式で申し出確認を得なければならない。
  - ① 船社は、事前に当該元請事業者を通じて、各地区安全委員会等を経由して、中央安全専門委員会に申し出を行う。
  - ② 申し出は、船社名、船名、航路名、積載計画(ベイプラン等)、本船構造、荷役

設備、ラッシング・アンラッシング方法と理由を明記した書類で行うこと。

- (3) 中央安全専門委員会は、船社の申し出を検討し、地区安全委員会等の安全確認の報告を受けた後、安全作業であるか否かを確認する。
- (4) 地区安全専門委員会等は、中央安全専門委員会と連携の上、申し出書類を検討して安全確認を行う。初入港船の場合は必ず現場立ち会いで安全確認を行う。
- (5) コンテナ専用船以外のコンテナ船内荷役作業については在来船及びRO/RO船の甲板積荷役で本船揚貨装置を利用して作業を行う場合は、原則として3段積迄とする。本船構造上4段積可能な場合は、前項2-(2)-①、②、及び(3)、(4)に準じた手続きにより安全作業の確認を得なければならない。

### 3. コンテナ船甲板上高積、高所作業の安全の原則

- (1) 5段荷役を行う場合の両舷側は4段積み、6段積荷役を行う場合の両舷側は5段積みとする。
- (2) 安全確保のため、作業要員は配置は十分に考慮し、荷役時間を十分に確保し雨雪中及び強風時の強行荷役は行わない。
- (3) 作業床、通路、足場、昇降設備、ラッシング設備、及び照明等、本船構造及び荷役設備全般の改善に努め、コンテナ荷役の安全確保に努める。

### 4. コンテナ船甲板高積、高所作業に於ける作業基準及び安全確保策

- (1) 甲板上のコンテナのラッシング、アンラッシング作業はロッド方式などコンテナ上に昇らない方法、或いはキャッツウォーク（本船固有の歩行用通路）ならびにガントリークレーンにゴンドラ装着及び20・40フィートコンテナ型搭乗設備の搭乗設備方式により行う。
- (2) 5段積作業の際、オートツイストロック及びアンロック用ポールを使用する場合は、上記3-(1)にかかわらず両舷側の5段目作業（揚・積み、空・実入り）が出来る。
- (3) 6段積み作業においてオートツイストロックを岸壁で装着する方法による場合は上記3-(1)に係わらず両舷側を含め6段目の積荷（空・実入り）に限り荷役が出来る。
- (4) 甲板上（3段乃至4段目）にキャッツウォークを常設している本船及びこの設備を用いた作業と同等程度の労働負荷と認められる、アンロック用ポール（作業員が使用に耐えうる重量及び操作可能な長さのもの）を使用する場合は、上記3-(1)にかかわらず5段目・6段目の揚荷（空・実入り）が出来る。
- (5) ガントリークレーンにゴンドラを装着して5・6段目荷役を行う場合は、次の方法と安全基準による。

#### ① 作業にあたっての前提

- a. ガントリークレーンは本来コンテナの荷役を目的とした機械でありガントリークレーンにゴンドラを装着して作業員に高所作業をもとめることは、船社の「ガントリークレーンの目的外使用」の要請であり、特別の安全確保のための配慮が必要である。したがって、船社にも特別の責任があることを周知することが本作業に当たっての前提であることを確認する。

- b. 労働安全衛生法施行令 Gondola 安全規則の遵守を前提とする。
- c. 当該作業員が、作業中のあらゆる局面でも危険と判断した場合には、作業責任者の指示により作業を停止することができる。船社、元請事業者は、効率化などを理由に作業のスピードアップなど危険をもたらす状況に至る安易な指示を作業員にあたえない。
- d. Gondola の使用は、5 段目作業か 6 段目作業用（各々の作業とみなす）にのみとし、物品の積卸等他の用途に転用してはならない。

② 搭乗設備（以下 Gondola という）点検について

- a. 専用 Gondola を使用し、Gondola には必ず最大積載量、定員などの必要な規格を表示し、作業はその範囲で行わなければならない。
- b. Gondola の機能を維持するために、定期点検・整備（1 カ月に 1 回）を実施し、その結果は点検者名を含めて定期点検記録簿に記録しなければならない。
- c. ガントリークレーンに Gondola を装着する際、所定の落下防止索によってスプレッダーに直接連結し、搭乗者の落下防止措置を講じなければならない。
- d. Gondola を使用する場合は、搭乗者と当該作業関係者（船内荷役作業員）自身がガントリークレーンへの装着状況の異常の有無及び安全確認（上記 a～c）を行い、定期点検記録簿に記録しなければならない。

③ 作業条件について

- a. ガントリークレーンの運転に当たって、作業員が搭乗している Gondola の昇降速度は毎分 20 メートル（2 ノッチ）以下で巻き上げ・巻き下げ速度を制限しなければならない。
- b. ガントリークレーンの下降は、Gondola 及び搭乗している作業員の自重で下降させる作動方法（自由下降）は行わない。必ず原動機付きの動力を使用した作動方法（動力下降）を採用すること。
- c. Gondola を使用する作業は Gondola の水平移動による各 5 段目か 6 段目荷役（揚、空、実入り）のみとし、荷役中は Gondola の上下移動をしてはならない。
- d. 当該 6 段目荷役作業と 5 段目以下の作業を同時に行う場合は、Gondola の下に作業員が入らないよう合図マンが適切な指揮をとること。
- e. Gondola を使用する作業について、特に雨雪中、強風時、の強行作業を行わない。作業中に気象条件が悪化した場合は、速やかに作業を中止する等必要な措置をとる。なお、風速毎秒 10 メートルを超える場合は、当該作業は行わない。
- f. Gondola に搭乗する際は、安全帯の装着を義務づける。

(6) ガントリークレーンに 20・40 フィートコンテナ型搭乗設備を装着して 5～6 段目荷役を行う場合。

① 作業にあたっての前提

- (イ) 「本確認書 4. コンテナ船甲板上高積、高所作業に於ける作業基準及び安全確保策 (5) - ① - a.b. … 中「Gondola」を「20・40 フィートコンテナ型搭乗設備」と読替えて及び b.c. を準用する。
- (ロ) クレーン等安全規則第 26 条及び第 27 条を遵守する。（本項は確認書 4 - (5) -

位置にも準用する。)

- ② 20・40フィートコンテナ型搭乗設備点検について…本確認書4-(5)-①中「ゴンドラ」を「20・40フィートコンテナ型搭乗設備」と読替えて準用する。

- ③ 作業条件について

(イ) 本確認書4-(5)-②-a.b.c.d.e.f…中「ゴンドラ」を「20・40フィートコンテナ型搭乗設備」と読替えて準用する。

(ロ) 「20・40フィートコンテナ型搭乗設備」を使用する作業は、20・40フィートコンテナ上に停止定置して行うこととする。なお、40フィート型では20フィートコンテナ2本上に停止定置して作業出来る。

(ハ) 作業員が万一「ピン返し棒」を手放しても落下しない処置をとる。

(例：ピン返し棒を搭乗設備に作業に支障の少ない方法でワイヤー等で繋ぐ)

## 5. 危険物及び有害毒物などの取扱いについて

### (1) 危険物及び有害毒物の事前把握

- ① 危険物及び有害毒物など実入りコンテナ作業は荷主（フォワーダーを含む）又は船社が当該元請を通じて事前に荷役関係者に届出すること。

危険物・有害毒物の事前連絡書等は当該取扱い貨物の実態の変化等に応じ内容の充実をはかり、事前提出を徹底すること。

- ② 仮陸揚げ貨物等事前連絡書の入手困難なものについては、荷主（フォワーダーを含む）に代り船会社が責任をもって事前に準備する。

### (2) ターミナル関係者への周知

事前連絡書及び必要に応じターミナルで補足した取扱注意を基に作業開始前に関係者全員に周知徹底を図り、関係者全員が十分内容を把握し、必要な準備をした上で作業を行う。

### (3) 危険物・有害毒物の蔵置方法等

定められた蔵置方法により蔵置し、蔵置場所及び注意事項を明示して、蔵置中の事故防止に努める。

- (4) その他、危険物・有害毒物の取扱いに当たっては各ターミナルの安全作業の充実を図り、それを遵守することにより安全作業を遂行する。

### (5) 異常発生時の対策と処理について

- ① 異常が発生した場合の処理については、関係省庁、関係者及び当該港の港運協会労使安全委員会などの防災関係機関へ連絡し対策をはかる。

- ② 異常時の荷役等の対応については当該港の労使安全協議会等を中心に協議する。

## 6. その他

- (1) この確認書は最低基準であり、地区安全委員会または、作業安全に係わる機関において、作業基準と安全確保方法の確認を要する。

- (2) この確認書の安全対策は、関係者において一層有効なものとなるよう安全確保の改善に努力すると共に、必要な場合は引き続き中央安全専門委員会で協議する。

- (3) この確認書の安全基準による作業の実施に当たっては、この安全基準に基づき各港毎の安全委員会等において協議し、実効ある運用方法を決定するものとする。

(4) 各港安全委員会等は、安全基準に適合しない場合及び危険と認める場合には作業の改善を中央安全専門委員会に報告するものとする。

② コンテナ船多段〔7・8段〕例外荷役に伴う安全確保措置義務に関する暫定確認書  
(2012年(平成24年)8月21日付)

本確認書は平成16年(2004年)11月30日付確認書『コンテナ船の船内荷役作業並びに危険物・有害毒物等の取扱いの安全基準に関する確認書』(以下「2004年安全基準確認書」という)を前提とするものであり、例外的に発生するコンテナ船の多段〔7・8段〕荷役に限った安全確保措置義務であることを確認する。

したがって、コンテナ船の多段〔7・8段〕例外荷役に伴う高所作業・ラッシング・アンラッシング作業における安全確保義務について、現行産別協定である「2004年安全基準確認書」と併せて適用されることを確認する。

記

1. コンテナ船多段〔7・8段〕例外荷役対象港並びに使用バースについて

コンテナ船多段〔7・8段〕例外荷役の対象港については、当面、仙台塩釜港、東京港・横浜港・清水港・名古屋港・四日市港・大阪港・神戸港及び博多港とする。

また、各対象港における使用バースについては、コンテナ船多段〔7・8段〕例外荷役実施が可能なバースを前提とする。

2. コンテナ船多段〔7・8段〕例外荷役計画の事前申請及び安全作業の確認について

コンテナ船多段〔7・8段〕例外荷役計画の事前申請及び安全作業の確認については、〔2004年安全基準確認書〕第2項(2)(3)(4)を踏襲し、船社・港運労使側双方で対応する。

なお、船社は、多段〔7・8段〕例外荷役の必要性が判明次第、直ちに『コンテナ船多段〔7・8段〕例外荷役に伴う安全確保措置義務事前申請』として、事前申請を行うことを義務とし、地区労使安全委員会・中央労使安全専門委員会は、実施の是非について検討・確認する。

3. コンテナ船の多段〔7・8段〕例外荷役に伴う高所作業及びラッシング・アンラッシング作業における安全確保措置義務について

(1) コンテナ船の多段例外荷役については、8段までとする。

(2) 7段荷役を行う場合は、両舷側は6段積、8段荷役を行う場合は、両舷側を7段積とする。

(3) 甲板積みのコンテナ上には上がらない。

(4) コンテナ船の多段〔7・8段〕例外荷役に伴う高所作業及びラッシング・アンラッシング作業を行う場合は、「労働安全衛生法」の遵守を前提とし、ガントリークレーンに専用の搭乗設備を装着した作業方式で行うこととする。これ以外の荷役・作業方式については禁止する。

なお、いわゆる通称ゴンドラ(搭乗設備)方式の定義並びに安全確保策については、「2004年安全基準確認書」第4項に基づくものとする。

4. ベイブランの斉一化並びにオートツイストロック落下災害防止について

コンテナ船の多段〔7・8段〕例外荷役に伴う高所作業、及びラッシング・アンラッシング作業を行う場合は、ベイブランについて次の内容を徹底する。

- (1) 7・8段荷役及びラッシング・アンラッシング作業については、5・6段以下のコンテナ荷役並びにラッシング・アンラッシング作業と同時作業はしてはならない。
- (2) オートツイストロックを装着したコンテナ荷役中は、その荷役等のベイ範囲（ハッチ毎）には立ち入ってはならない。

#### 5. 強行荷役の禁止・荷役の停止について

「2004年安全基準確認書」に基づき、強行荷役禁止・荷役の停止について次の内容を徹底する。

- (1) 雨雪中並びに強風時等、悪天候の際の強行荷役は禁止する。

また、「2004年安全基準確認書」で定められている風速毎秒10メートルを超えない場合でも、当該現場作業員又は作業責任者の判断により、危険と判断した場合は、荷役を停止することができる。

なお、当該現場作業員又は現場作業責任者の荷役停止の判断について、船社・元請港運事業者・ターミナル管理者は、従わなければならない。

- (2) 当該現場作業員又は現場作業責任者が、作業中のあらゆる局面で危険と判断した場合は、荷役・作業を停止することができる。

なお、当該現場作業員又は現場作業責任者の荷役停止の判断について、船社・元請港運事業者・ターミナル管理者は、従わなければならない。

#### 6. 通報・連絡体制の義務・機能強化について

作業中のあらゆる局面において、当該現場作業員又は現場作業責任者が危険と判断した場合、当該現場作業員又は現場作業責任者は、荷役を一時停止し、直ちに船社・元請港運事業者・ターミナル管理者・地区労使安全委員会に通報を行い、局面の打開に向けた取り組みを講じる機能を有することを確認する。

#### 7. 不測の事態発生の際の対応について

あらゆる局面において、不測の事態が発生した場合、本確認書第5・6項を踏まえ、作業員の転落防止措置を徹底したうえで、全関係者による協議を行い、何らかの方法により、局面の打開に向けた取り組みを講じることを認める。

なお、その事例及び解決策について都度、中央労使安全専門委員会へ報告を行う。

#### 8. 本確認書の有効期間について

労使いずれかより本確認書の変更等に係わる協議の申し入れが無い場合は、更に1ヵ年間延長することとする。

### 第9項 危険品・有害物の夜間作業に関する確認書（1986年（昭和61年）8月22日付）

#### 1. （在来船及びコンテナ・バンニング作業）

在来船及びコンテナ・バンニング等については、原則として、危険品・有害物の夜間荷役作業は行わない。

#### 2. （コンテナ作業）

- (1) 危険品・有害物の中で、別紙品目に係るコンテナ貨物の夜間荷役作業は行わない。



また、別紙品目以外の危険品・有害物貨物でも内容が明確に表示されていない場合、夜間荷役作業は行わない。

- (2) なお、前項の夜間作業禁止品目の中で、港長の荷役許可があり、当該港の港湾労災防止協会及び労使安全委員会が認めたときに限り、夜間荷役作業を行うことができるものとする。

3. (災害防止規程の遵守・指導)

各港安全委員会は、すべての危険品・有害物の港湾荷役作業に関し、関係法規、規程の遵守ならびに緊急体制の確立等、安全作業のために必要とする事項について具体的な協議、確認を行い、指導を行う。

(第9項 別紙／夜間作業を行なわない危険品・有害物)

|             | 種 類               | 品 名                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 火 薬 類       | 火 薬               |                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | 爆 薬               |                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | 弾 薬               |                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | 火 工 品             |                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | その他爆発性を有する物質      |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高 圧 ガ ス     | 圧 縮 ガ ス           |                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | 液 化 ガ ス           |                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | 溶 解 ガ ス           |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 腐 食 性 物 質   |                   |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 毒 物 類       |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 四エチル鉛</li> <li>● ベンタクロロフェルノール (PCP)</li> <li>● パラホルムアルデヒド</li> <li>● シアン化ナトリウム</li> <li>● シアン化カリウム</li> <li>● 炭酸バリウム</li> <li>● クロロニトロベンゼン類 (NCB)</li> <li>● パラーニトロクロルベンゼン (PNCB)</li> </ul> |
|             |                   |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 放 射 性 物 質   |                   |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 液 引 体 火 類 性 | 低 引 火 点 引 火 性 液 体 |                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | 中 引 火 点 引 火 性 液 体 |                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | 高 引 火 点 引 火 性 液 体 |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 可 燃 性 物 質 類 | 可 燃 性 個 体         |                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | 自 然 発 火 性 物 質     |                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | そ の 他 の 可 燃 性 物 質 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 硫黄</li> <li>● ジニトロソ・ベンタメチレン・テトラミン (DPT)</li> <li>● 2,2アゾビス (2,4ジメチルバレロニトリル)</li> <li>● カーバイト</li> </ul>                                                                                      |
| 物 酸 化 性 類 性 | 酸 化 性 物 質         | ● さらし粉                                                                                                                                                                                                                                |
|             | 有 機 過 酸 化 物       | ● 無水クロム酸 (六価クロム)                                                                                                                                                                                                                      |
| 有 害 性 物 質   |                   | ● 消石灰                                                                                                                                                                                                                                 |

備考

- (1) 低引火点引火性液体：引火点が $-18^{\circ}\text{C}$ 未満のもの又は $-18^{\circ}\text{C}$ 以上 $23^{\circ}\text{C}$ 未満でありかつ引火性以外の危険性を有する液体
- (2) 中引火点引火性液体：引火点が $-18^{\circ}\text{C}$ 以上 $23^{\circ}\text{C}$ 未満の液体で低引火点引火性以外のもの
- (3) 高引火点引火性液体：引火点が $23^{\circ}\text{C}$ 以上 $61^{\circ}\text{C}$ 以下の液体

第10項 PNCB船積み、船卸しにおける安全基準に関する確認書（1985年（昭和60年）2月28日付）

確 認 書

中央安全専門委員会は、1984年（昭和59年）11月2日で下記の如く、港湾労災防止協会大阪総支部が関係者の合意により設定した「PNCB船積み・船卸しにおける安全基準」について、これを確認する。今後は、この安全基準に基づき作業を行うものとする。

PNCB船積み・船卸しにおける安全基準

危険品有害物専門委員会において、PNCBに依る中毒事故発生以来原因の究明及び安全対策の確立について種々の検討を重ねた結果、当該貨物の性状に鑑み、港頭地区でのそれぞれの作業において、万が一にも転倒、落下、及び貨物の重圧等により容器が破損した場合、中品の漏えいを防ぐ事を最重点として、個品の取扱いはしないものとし、容器こん包の改善、ラベルの表示、及び作業基準を定め、PNCB船積み・船卸しに関する安全基準を次のとおり取決めて、当該貨物の船積み船卸し作業を行うものとする。

記

1. 容器について

- (イ) 金属ドラム（容量200ℓ以下・重量300kg以下）
  - (ロ) 金属ドラム（容量100ℓ以下・重量150kg以下）
  - (ハ) ファイバードラム（容量100ℓ以下・重量150kg以下）
- 内装はプラスチック袋で水密に密封する。

2. こん包について

- (イ) パレットサイズ

上記の（イ）の場合は、重量2,000kg以下のパレットサイズとし別紙（1）の仕様で船積み輸送に充分堪える強度を有するものとする。

- (ロ) クレート又はケース

上記（ロ）及び（ハ）の場合は、重量2,000kg以下のクレート又はケースとし、別紙（2）の仕様で船積み輸送に充分堪える強度を有するものとする。

- (ハ) コンテナ

金属ドラム又はファイバードラムとする。

3. ラベル及び表示について

- (イ) ラベル

船舶安全法に基づく危険物船舶運送及び貯蔵規則に定められる標札N-6をドラム上貼付する。さらにクレート又はケースの場合には2面以上見やすい場所に貼付する。

パレットサイズの場合にはドラム上のラベルを外面向けてパレットサイズする。

- (ロ) 表示について

労働安全衛生法第57条に定められる表示を明記し30cm×20cm以上の大きさで表示する。表示の方法については（イ）のラベルと同様とする。表示の内容は下記のとおりとする。

1. 成分及びその含有量
  2. 人体に及ぼす影響
  3. 貯蔵及び取扱い上の注意事項
4. 貯蔵保管について
- 火気及び熱気のない換気のよい冷所に貯蔵保管する。取扱い場所には局所排気装置を設けること。可燃性物質、腐食性物質、還元性物質等との同一場所の保管貯蔵を避ける。
5. 船積み・船卸し実施について
- （イ）危険品有害物事前連絡表
1. 危険品有害事前連絡表（以下連絡表という）は荷主が作成し、海貨店社（以下海貨という）を通じて関係先に提出することを原則とし、荷主の依頼により海貨が作成してもさしつかえない。
  2. 関係先に提出する連絡表は必ず災防協会の受付印の押捺済のものとする。
  3. 連絡表を受理した店社は関係先に対して、事前連絡の徹底を計る。
  4. 連絡表は荷主（海貨）において原本2部、写し1部を作成の上、災防協会に提出する。また、関係先に配分する。
- （ロ）荷役計画
- 船積み・船卸しするにあたって前日には必ず船社、海貨、元請、船内、沿岸、検数、関連を交えて荷役方法、時間、注意事項、緊急の場合の応急措置等に関する打合会議を行い、貨物についての周知徹底を計る。
- （ハ）夜間荷役、雨中荷役及び荒天荷役は行わない。
- （ニ）保護具及び救急医師の準備
1. 保護具  
有機用防毒マスク、ゴム手袋、ゴム長ぐつ、ゴム前掛を準備する。
  2. 緊急の場合に医師の診断治療を受けられるように事前に医師又は病院と打合せ手配を行う。
- （ホ）元請業者は上記（ロ）、（ニ）について荷役計画書として前日に災防協会に提出すること。
6. 取扱いについて
- （イ）荷役作業を開始する前に作業に従事する労働者に当該貨物の危険有害性及び安全な取扱い方法を周知すること。
- （ロ）当該貨物を取扱うに際して転倒させたり、落下させたり、フォークリフトのつめで突いたりして貨物の損傷を起こさないように細心の注意を以って作業を行う。
- （ハ）当該貨物を積卸しする場合には貨物に破損を生じない安全な吊具を使用すること。  
又、玉掛をする場合は1個とし、重ねて玉掛をすることは厳禁する。
- （ニ）当該貨物を積重ねる場合には貨物の損傷を防止するために、充分の強度のあるダンネージを貨物の間に使用する。

積重ねは四段を限度として、積付ける。又、当該貨物の上にはほかの貨物を積まない。

(ホ) 取扱う前に貨物の状態について、異常の有無を点検すること。

(ヘ) ドラムの蓋のゆるみ、破損、穴又は凹損等により、流出のおそれのあるものについては、保護具を装着し、ガムテープ等で応急措置を施して排除、返品する。

(ト) 中品が漏えい又は飛散した場合には、作業員を直ちに退避させて、特定化学物質作業主任者の指示に従って措置する。

なお、必要あるときは、当該貨物に係る危険防止に関して専門的知識を有する者の立会いを求め、又はその者と協議する。

(チ) 中品が皮ふや衣服についた場合

皮ふについた場合には直ちに水及び石鹼で十分に洗い流し（15分異常）皮ふから吸入を防ぐ。

衣服についた場合には直ちに更衣し、ついた衣服は石鹼又は洗剤でよく洗い落とす。

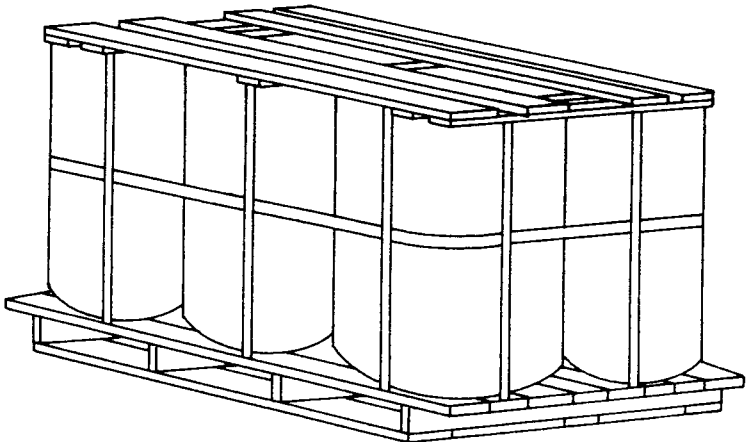
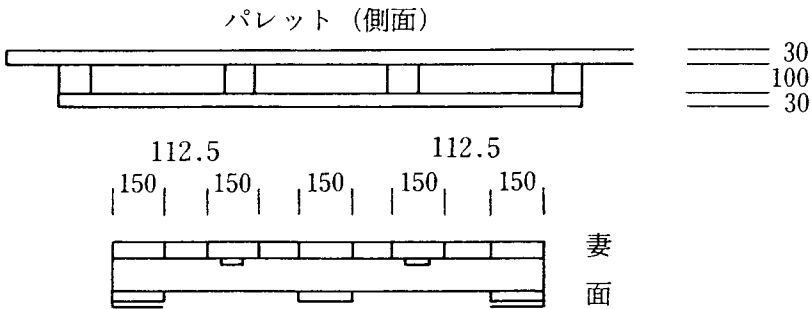
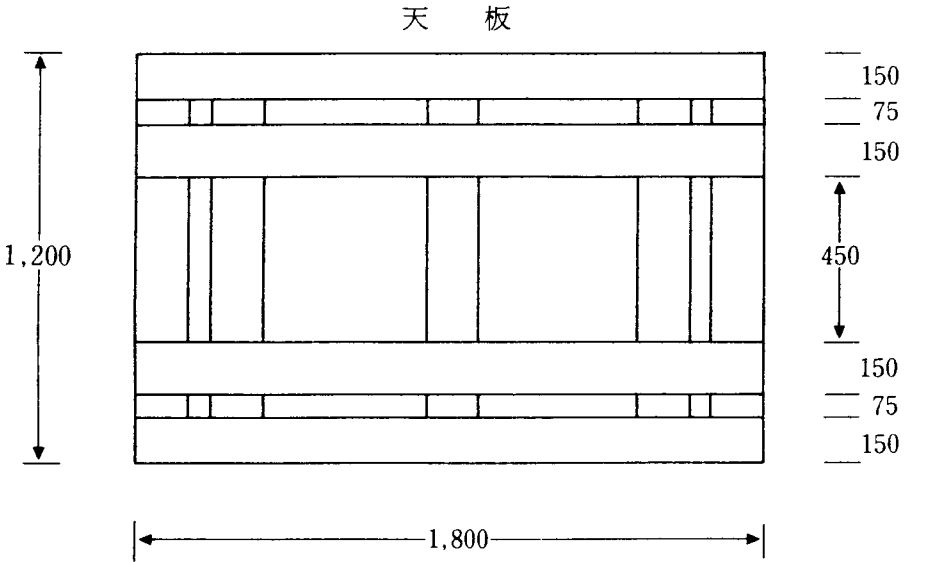
(リ) 中品を吸入及び付着した場合には直ちに医師の診断を受けること。

(ヌ) 前（リ）の場合には次の事項を記録し、保存すること。

1. 当該物質により、汚染され、又は当該物質を吸入した労働者の氏名。
2. 当該物質の名称。
3. 汚染され、又は吸入した年月日。
4. 汚染され、又は吸入したときの状況、応急の措置の概要。
5. その他、参考事項

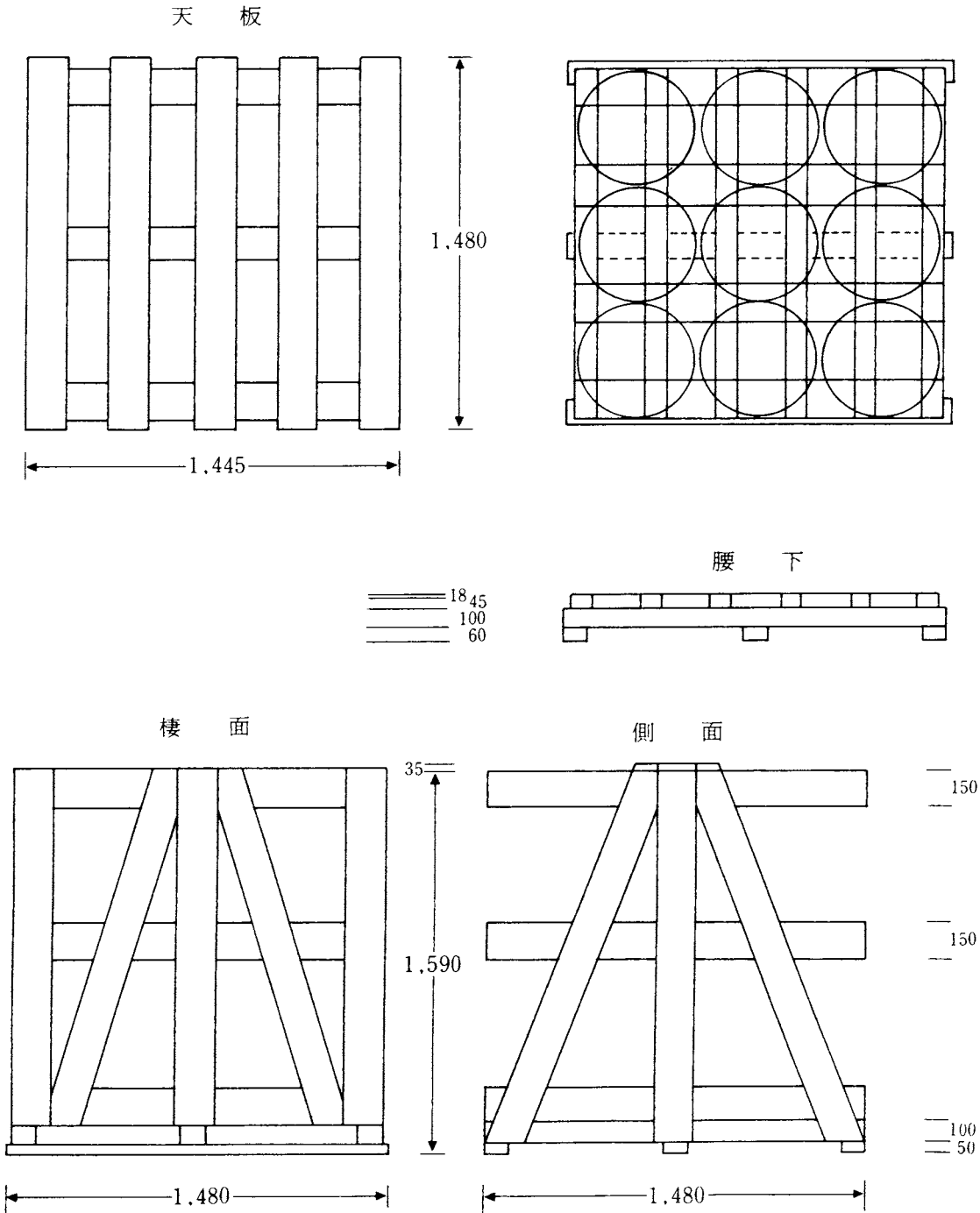
第10項 別紙 (1) 仕 様

パレット板梱包



第10項 別紙 (2) 仕 様

木枠スカシ梱包



第11項 スーパー中枢港湾及びコンテナターミナルの自動化に係わる確認書（2005年（平成17年）11月30日付）

社団法人日本港運協会と全国港湾労働組合協議会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、スーパー中枢港湾及びコンテナターミナルの自動化について、下記の通り確認した。

記

1. 我が国港湾の国際競争力を高め、港湾運送事業の発展を図る為、港湾労働の雇用維持を図りつつ、コンテナターミナルの効率化の改善が必要である。
2. 1. を前提として、スーパー中枢港湾及びコンテナターミナルの自動化に関して、総ての港湾運送事業は港運事業者の業域であること、及び港湾労働者の職域であることを確認する。
3. この事業の推進者等（メガターミナル会社、ユーザー、港運事業者、港湾労働者、及びスーパー中枢港湾推進者）は、港湾運送事業の業域、港湾労働者の職域の確保は元より、コンテナターミナルの運営に係わる関連する業務の確保に最大限の努力を図るものとする。

なお、具体化につき別途協議する。

4. 上記2. 3. については、全国12地区で開催が予定されている「各地区港湾安定化協議会」における主要な課題であることを確認する。
5. コンテナターミナルの自動化については、事前協議の対象事項であることを前提として、中央及び地区での各労使協議を行う。

なお、TCBについてはトライアルを含め具体化を図るものとする。

第12項 名古屋港TCBに係る中央労使確認（2008年（平成20年）11月28日）

社団法人日本港運協会と全国港湾労働組合連合及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、名古屋港TCBの本稼動に当り2005年（平成17年）11月30日付「スーパー中枢港湾及びコンテナターミナルの自動化に係る確認書」及び2008年（平成20年）4月17日付春闘協定・同覚書を再確認し、又はこれらに基づき行った当該地区労使協議会結果の2008年（平成20年）11月25日付「TCBに係る確認書」を確認する。

なお、協議を必要とする事項が発生した場合は、中央・地区労使により併行して協議を行うこととする。

第13項 ゲートオープンに係る社会実験に関する確認書

- ① 国土交通省が行うコンテナターミナルゲートオープンに係る社会実験拡大に関する確認書（2009年（平成21年）11月19日付）

本社会実験を実施するに当り、中央労使は下記事項を確認する。

記

1. 社会実験は、当面、スーパー中枢港湾に指定されている港の内、名古屋港においては全ターミナル及び神戸港においてはPC-14～18において実施する。

なお、上記以外の対象港及び対象ターミナルが決定次第実施開始日等について地区関係者で協議し、決定する。



2. 実施に当り、オープン時間等について既労使協定の範囲内で行う。
3. 必要なコストの補填は、国の補助金等を充当する。
4. 当該社会実験の実施期間中に労使共通の問題点が惹起された場合、この見直し等について、国土交通省を含め改めて協議する。

② 国土交通省が行う社会実験「CTゲート24時間オープン3交代制」のモデル事業に係る労使政策委員会議事確認（2011年（平成23年）10月20日付）

1. 我が国港湾の国際競争力の回復と港湾運送事業の発展を図るため、港湾労働者の雇用維持を図りつつ、コンテナターミナルの効率化の向上が必要である。
2. 上記1. の促進策の一つとして今般国土交通省が支援する標記モデル事業の実施について、神戸港において行う。
3. ターミナル沿岸作業に従事する労働者の深夜就労は、他作業を含め月間3回を超えてはならない。
4. 所定外に就労する労働者に対しては、割増賃金を支払う。
5. 必要なコストの補填は、国の補助金等を充当する。
6. 上記以外の具体的事項については、当該地区労使（企業労使）で協議し合意の上、実施する。
7. 当該社会実験における実施体制等については、今後の前例とせず、かつ他港に波及させるものではない。
8. 当該社会実験の実施期間中の問題点が惹起された場合、この見直し等について、国土交通省を含め改めて協議する。

③ 国土交通省が行う名古屋港の飛鳥ふ頭集中管理ゲートの構築及びその有効性の検証に係る実証実験に関する確認書（2011年（平成23年）3月10日付）

1. 本実証実験は、名古屋港運協会と東海地区港湾労働組合連絡協議会及び名古屋港湾関係労働組合協議会が共同にて対応するものとする。  
実施に当たっては、「地区労使協確認書」に基づくこととする。
2. 本実証実験を実施する課程で地区労使の検証協議が発生し、疑義が生じた場合は、その協議結果を受けて必要に応じて中央労使においても協議を行うこととする。
3. 本実証実験の結果並びに評価について国土交通省に報告を求めることとし、以降の実験継続及び終了後の運用について中央・地区労使の協議事項とする。

第14項 アライアンスに関する確認書

① ‘98新アライアンスに係る確認（1998年（平成10年）5月20日付）

1. ブッキングワイズを基本として、関係する港運が参画し、元請責任で解決する。
2. 当該ターミナルに係わる関係者は協力して、最大限雇用と就労をはかる。必要により三者会談に努力する。
3. 雇用と就労をはかるため、今後長時間労働解消と雇用確保の為交代制について、引き続き努力する。

4. 各ターミナルの詳細については地区協議する。

② アライアンス再編成に係る中央事前協議会労使議事確認（2012年（平成24年）2月20日付）

1. アライアンスの再編について、関係者は港湾労働者の雇用と就労・労働条件に影響を及ぼさないよう最大限の努力する。
2. また、港湾労働者の雇用と就労の機会向上を図るためのあらゆる方策について具体策を検討する。

第15項 東日本大震災・福島第一原発事故に伴う確認書

① 福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題（中古自動車・建機等）に関する暫定確認書（2011年（平成23年）8月17日付）

福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題について、本来、全ての貨物が放射能汚染地域の仕出し地において安全確認が担保された上で港頭地区への搬入を必要とするが、当面中古自動車・建機等（内航貨物含む）は、主務官庁・荷主等による施策や措置の不作为実態を踏まえ暫定措置として、中央安全専門委員会は、次のとおり確認する。

記

1. 放射線測定について

- （1）港湾労働者の安全を確保するために、港湾労働者が扱う前の時点（自動車プールに搬入する時点、GO-DOWN（直行）の場合は、ゲート前若しくは別途隔離施設）で、荷主の責任に於いて全ての中古自動車・建機等の放射線検査を行う。

尚、当該検査に係る諸費用は荷主負担とする。

- （2）0.3マイクロシーベルト/時間以上5.0マイクロシーベルト/時間未満の数値が検出された場合は、港湾労働者の安全確保のため、港湾労働者は取扱わないこととし、荷主責任に於いて回収させる。

- （3）放射線検査の結果についての情報を全ての関係者に公開する。

尚、各港は0.3マイクロシーベルト/時間以上の貨物については、日毎における放射線検査日報（仮称）を中央安全専門委員会に提出する。

- （4）5.0マイクロシーベルト/時間以上の数値が検出された場合は、行政（港湾管理者）責任で以って隔離のうえ、全ての関係行政に、国土交通省がコンテナのガイドラインとして措置をとらせる。

- （5）測定にあたっては、公的証明資格を有している検査期間で以って行う。

- （6）測定機器については、非常時に充分対応できうる機器を使用する。

- （7）測定は、すべてタイヤハウス、フロントグリル、及びワイパー付近について行う。

- （8）中古自動車・建機等のパーツ貨物については、港湾労働者が取扱う前の時点（荷受段階）で同様の測定作業を行う。

- （9）検査員の安全確保として、危険な事態に陥ったと判断した場合は直ちに退避する。

また、放射線防護副は、必要（危険事態と判断したとき）に応じて着用する。

2. 本確認書について

- (1) 社団法人日本港運協会並びに全国港湾及び港運同盟は傘下会員又は傘下組合員に対し、本確認書履行を徹底する。
- (2) 本確認書については当面の暫定措置として適用し、全体的な本労使協定策定のまでの間とする。

② 東日本大震災に伴う瓦礫荷役等に関する暫定確認書（2012年（平成24年）8月21日付）

東日本大震災に起因する、被災地(国の定めた危険区域を除く)の瓦礫処理・輸送について、当面の暫定措置として被災地の瓦礫輸送(密閉型特殊海上コンテナに限る)に係る港湾荷役上の取扱いについて中央安全専門委員会は、次のとおり確認する。

記

1. 港湾労働者の安全確保を図るため、次により実施する。

- (1) 1986年（昭和61年）6月19日付「ソ連チェルノブイリ原発事故に伴う放射能汚染問題に関する確認書」並びに1986年（昭和61年）8月22日付「危険品・有害物の夜間作業に関する確認書」の関係項目に該当する作業が生じた場合は、これら確認書に基づくこととする。
- (2) また、当該海上コンテナに対しては、2011年（平成23年）4月22日付国土交通省港湾局・海事局による「港湾における放射線対策」「放射能汚染のおそれがあるコンテナの取扱方法について」並びに港湾局総務課危機管理室が定めた「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」及び海事局検査測度課が定めた「港湾における船舶の放射線測定のためのガイドライン」に基づき、搬出入時においてこれを準用する。

2. 本確認書について

- (1) 一般社団法人日本港運協会並びに全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は傘下会員又は傘下組合員に対し、本確認書履行を徹底させる。
- (2) 海上コンテナ荷役(中身の瓦礫を直接取扱わない荷役)以外の荷役形態が発生した場合は、都度、その事案について中央安全専門委員会協議に附し、その対応について労使確認を行う。

以上

2012年（平成24年）8月21日

一般社団法人 日本港運協会 中央安全専門委員会  
業側代表 古屋 公明

全国港湾労働組合連合会 中央安全専門委員会  
労側代表 小嶋 敏弘

全日本港湾運輸労働組合同盟 中央安全専門委員会  
労側代表 日吉 正博

## 第16項 三島川之江港の指定港化に関する確認

### ① 三島川之江港の指定港化問題に関する確認書（2012年（平成24年）3月19日付）

三島川之江港港運協議会、四国港運協会、全国港湾労働組合連合及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、三島川之江港の指定港化問題について、下記のとおり確認する。

#### 記

1. 三島川之江港の地元港運事業者は、（社）日本港運協会に「特別会員」等として加盟する。
2. 三島川之江港の利用者である荷主は、当面、港湾福利分担金及び労働安定基金の趣旨を尊重し、これらに準ずる金額を（社）日本港湾福利厚生協会及び（財）港湾労働安定協会に対して負担することとする。
3. 全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、三島川之江港の指定港化問題について、当面、国と地元関係者による調整状況を静穏に見守る。

以 上

2012年（平成24年）3月19日

三島川之江港港運協議会

会長 大 西 直 方

四国港運協会

会長 桑 原 征 一

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長

糸 谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟

会長 新 屋 義 信

### ② 三島川之江港の指定港化問題に関する覚書（2012年（平成24年）3月19日付）

三島川之江港港運協議会、四国港運協会、全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、三島川之江港の指定港化問題について確認するにあたり、下記事項を覚書とする。

#### 記

#### 1. 地元関係者の確認書に対する理解

三島川之江港の指定港化問題については、これまでの旧伊予三島市と旧川之江市の各行政間での整備経緯による温度差もあり、金子地区国際物流ターミナル及び複合一貫輸送ターミナルを初めとした港湾計画に計画された港湾整備がある程度進捗が計られたうえで、国と地元関係者による調整を図っていただきたいとの思いも地元関係者の間にはあり時間を要すると認識しております。

従って、指定港化問題に関する「当面」の取り扱いについては年次的な期限を設けないこととし、今後も誠意をもって国と地元が調整を行っている間として対応していただきたい。

#### 2. 全国港湾労働組合連合会及び日本港湾運輸労働組合同盟は、1.の事項について了解し

た。

以 上

2012年（平成24年）3月19日

三島川之江港港運協議会

会長 大 西 直 方

四国港運協会

会長 桑 原 征 一

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長

糸 谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟

会長 新 屋 義 信

## <別添資料>

### (1) 石綿対策関係補助金制度の概要

「石綿健康被害対応を行う会員を支援するための補助金」の支給要綱及び実施要領を定める。その概要は次の通りとする。

#### 1. 目的

石綿健康被害に係る会員の経済的負担を軽減し、会員の安定的・継続的な事業運営を支援するものであること。

#### 2. 支給対象

健康被害者等に対して、次のいずれか（要綱等の施行後に開始又は提訴されたものに限る）により決定した金額を支払った会員であること。

①弁護士又は弁護士法人が関与した示談。

②公的機関による和解、調停、あっせん。

③裁判所の確定判決

#### 3. 健康被害等

会員の港湾運送事業部門における就業により石綿にばく露し、労災保険（石綿救済法を含む）の認定を受けた者、又はその遺族とする。

#### 4. 補助金の額

- ・補助金額は、示談等で決定し、健康被害者等に対して支払うこととされた金額の一定割合とする。
- ・次の金額は補助金の計算の基礎に含まない。  
社内規定による慶弔・見舞金。弁護士に係る費用。訴訟費用。将来にわたって支払う費用。
- ・健康被害者等1件当たりの支給限度額を設ける。
- ・会員に対する支給回数は、健康被害者等毎に1回とする。

#### 5. 支給申請等

- ・健康被害者等から会員に対して要請があった場合には、補助金の支給申請を行おうとする会員は、日本港運協会に報告するとともに、補助金の活用方法、当該健康被害者に係る補助金の申請状況等について確認を行うこと。
- ・支給申請は、健康被害者等への支払いが完了した後に、支給申請及び必要書類を添付して行うこと。

#### 6. 不正受給、返還

- ・偽りその他不正の行為による受給については、取り消し、返還等を行わせること。

#### 7. 施行日

2012年（平成24年）6月1日

(2) 港湾労働者年金制度に係る新規登録作業に関する議事確認

2010年（平成22年）4月6日付協定 第3項の（2）に基づく標記制度に係る新規登録に関し、2010年（平成22年）10月25日の「港湾労働者年金制度年金見直し検討委員会」による合意内容として下記の通り確認する。

記

新規登録の対象事業者等について

1. 1999年（平成11年）3月31日以前に当該制度の登録事業者が登録凍結後に雇用した登録対象労働者について、当該企業労使の合意を得て新規登録を行うに当たり、これに必要な予備調査を実施する。

但し、1999年4月1日以降に当該制度を脱退・若しくは脱会した事業者及び港湾労働者については対象外とする。

2. 今回予備調査の対象とならなかった事業者及び同事業者が雇用する対象労働者については、次段階の案件としてその取扱いを協議する。

2010年（平成22年）10月25日

港湾労働者年金制度見直し検討委員会

使用者側代表 賀川 郁夫

組合側代表 伊藤 彰信

(3) 2011年度（平成23年度）の年末年始例外荷役に出勤した場合の取り扱いに関する議事  
録確認

- (1) 日中荷役とする。具体的実施については、地区（港）労使で交渉する。
- (2) 出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給する。
- (3) 出勤者に対しては代休を保障する。
- (4) 例外荷役は、本船作業及び本船作業に係る倉庫・物流倉庫に限定する。